

# I 基本法令

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 （平成14年12月13日法律第162号）	3
○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 （平成15年8月8日政令第369号）	23
○ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令 （平成15年10月1日文部科学省令第51号）	39
○ 沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る 平成31年度以後の共済掛金の額を定める等の件 （平成17年3月31日文部科学省告示第56号）	69
○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第1項第2号及 び第5号の内閣総理大臣が定める基準等 （平成29年3月31日文部科学省、厚生労働省告示第4号）	71
○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書 （平成15年10月1日平成15年度規則第1号）	73



## 独立行政法人日本スポーツ振興センター法

平成14年12月13日法律第162号

最近改正：令和4年6月22日法律第77号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 役員（第7条—第14条）
- 第3章 業務（第15条—第20条）
- 第4章 財務及び会計（第21条—第28条）
- 第5章 雑則（第29条—第39条）
- 第6章 罰則（第40条・第41条）
- 附則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この法律は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

**第2条** この法律及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第2条第1項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本スポーツ振興センターとする。

〔参〕 独立行政法人通則法第2条⇒P. 40

(センターの目的)

**第3条** 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。）（第15条第1項第8号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(中期目標管理法人)

**第3条の2** センターは、通則法第2条第2項に規定する中期目標管理法人とする。  
(事務所)

**第4条** センターは、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

**第5条** センターの資本金は、附則第4条第6項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、セン

ターに追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第27条第1項のスポーツ振興基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

- 3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第5項において「土地等」という。）を出資の目的として、センターに追加して出資することができる。
- 4 センターは、前2項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
- 5 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（名称の使用制限）

**第6条** センターでない者は、日本スポーツ振興センターという名称を用いてはならない。

## 第2章 役員

（役員）

**第7条** センターに、役員として、その長である理事長及び監事2人を置く。

- 2 センターに、役員として、第15条第1項第5号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「スポーツ振興投票等業務」という。）を担当する理事1人を置く。
- 3 センターに、前項に規定する理事のほか、役員として、理事3人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

**第8条** 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

- 2 通則法第19条第2項の個別法で定める役員は、前条第2項に規定する理事とする。

（理事の任命の特例）

**第9条** 第7条第2項に規定する理事の任命は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 理事長は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 第7条第2項に規定する理事の任命に関しては、通則法第20条第5項の規定は、適用しない。

（理事の任期）

**第10条** 理事の任期は、2年とする。

（役員の欠格条項の特例）

**第11条** 通則法第22条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、非常勤の理事又は監事となることができる。

**第12条** 通則法第22条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なった日から3年を経過しない者

- 二 通則法、この法律又はスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号。以下「投票法」という。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 三 センターに対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは役員と同等以上の支配力を有する者

（役員解任の特例）

**第13条** センターの理事長の解任に関する通則法第23条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法第12条」とする。

2 前項の規定は、センターの理事及び監事の解任について準用する。この場合において、同項中「第12条」とあるのは、「第11条及び第12条」と読み替えるものとする。

3 第9条の規定は、第7条第2項に規定する理事の解任について準用する。この場合において、第9条第3項中「通則法第20条第5項」とあるのは、「通則法第23条第4項」と読み替えるものとする。

（役員及び職員地位）

**第14条** センターの役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第3章 業務

（業務の範囲）

**第15条** センターは、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。
- 二 スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。）が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
  - イ スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動
  - ロ 国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催
- 三 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは实际生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
- 四 国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
- 五 投票法に規定する業務を行うこと。
- 六 スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うこと。
- 七 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和22年法律第

26号)第16条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により委託を受けた里親をいう。)その他の政令で定める者を含む。以下同じ。)又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。)を行うこと。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第2条⇒P. 23**

**参 こども家庭庁設置法第4条⇒P. 402**

**学校教育法第16条⇒P. 405**

**児童福祉法第27条⇒P. 408**

八 スポーツ及び学校安全(学校(学校教育法第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(第30条において「幼保連携型認定こども園」という。)及び学校教育法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する高等課程に係るものに限る。)をいう。以下この号において同じ。)における安全教育及び安全管理をいう。)その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

**参 学校教育法第1条、第124条、第125条⇒P. 405、406**

**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条⇒P. 410**

九 前号に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第1号に掲げる施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

(災害共済給付及び免責の特約)

**第16条** 災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者(児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあっては当該生徒又は学生。次条第4項において同じ。)の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童生徒等の災害の範囲については、政令で定める。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条～第5条⇒P. 24～27**

3 第1項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童生徒等の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約(以下「免責の特約」という。)を付することができる。

4 センターは、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第1項の規定によ

り同項の災害共済給付契約を締結すること及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第6条⇒P. 27**  
(共済掛金)

**第17条** 災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第7条、附則第5条⇒P. 28、32**

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成31年度以後の共済掛金の額を定める等の件⇒P. 69

2 前条第3項の規定により同条第1項の災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもって同項の共済掛金の額とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第8条⇒P. 28**

3 センターとの間に前条第1項の災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第1項の共済掛金の額に当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の数を乗じて得た額をセンターに対して支払わなければならない。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第9条、附則第1条の2、附則第1条の3⇒P. 28、31**

4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者から、第1項の共済掛金の額(第2項の場合にあっては、同項の政令で定める額を控除した額)のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によって納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第10条⇒P. 28**

5 センターは、学校の設置者が第3項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第11条⇒P. 28**  
(国の補助がある場合の共済掛金の支払)

**第18条** センターが第29条第2項の規定により補助金の交付を受けた場合において、学校のうち公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。)の設置者が前条第3項の規定による支払をしていないときは、同項の規定によりその公立の義務教育諸学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしているときは、センターは、当該政令で定める額をその公立の義務教育諸学校の設置者に返還しなければならない。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第12条⇒P. 29**  
(スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限)

**第19条** 次に掲げる業務に係る運営費の金額は、スポーツ振興投票券の発売金額に応じて当該発売金額の100分の15を超えない範囲内において文部科学省令で定める金額(スポーツ振興投票券の発売金額が文部科学省令で定める金額に達しない場合にあっては、文部科学省令で定める期間内に限り、別に文部科学省令で定める

金額) を超えてはならない。

- 一 スポーツ振興投票券の発売
- 二 投票法第13条の払戻金の交付
- 三 投票法第17条第3項の返還金の交付
- 四 投票法第27条の2第1項の規定による支援
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務  
(文部科学大臣の命令)

**第20条** 文部科学大臣は、この法律及び投票法を施行するため必要があると認めるときは、センターに対して、スポーツ振興投票等業務に関し必要な命令をすることができる。

#### 第4章 財務及び会計

(事業計画等の認可)

**第21条** センターは、毎事業年度、第15条第1項に規定する業務のうちスポーツ振興投票等業務に係る事業計画、予算及び資金計画(第3項において「事業計画等」という。)を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 センターは、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画等を公表しなければならない。

4 スポーツ振興投票等業務に関しては、通則法第31条の規定は、適用しない。  
(国庫納付金等)

**第22条** センターは、政令で定めるところにより、投票法第2条に規定するスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益(当該事業年度の次に掲げる金額の合計額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額をいう。)の3分の1に相当する金額を、翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。

- 一 投票法第13条第1項に規定するスポーツ振興投票券の売上金額に1から同項に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額
- 二 投票法第15条第2項の規定によりセンターの収入とされた金額
- 三 投票法第20条の規定による債権の消滅に係る払戻金等の額
- 四 発売金額のうち次条の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に属するものの管理により生じた運用利益金に相当する金額

2 センターは、前項に規定する収益から同項の規定により国庫に納付しなければならない金額を控除した金額を、翌事業年度以後の事業年度における投票法第21条第1項から第4項までに規定する業務の財源に充てるため、スポーツ振興投票事業準備金として整理しなければならない。この場合において、通則法第44条第1項の規定は、適用しない。

〔参〕 独立行政法人通則法第44条⇒P. 402

(区分経理)

**第23条** センターは、スポーツ振興投票等業務に係る経理、災害共済給付及びこれ



に附帯する業務に係る経理並びに免責の特約に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定（以下それぞれ「投票勘定」、「災害共済給付勘定」及び「免責特約勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

**第24条** 前条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定（以下「一般勘定」という。）において、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第15条第1項第1号から第4号まで、第6号、第8号及び第9号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の財源に充てることができる。

〔参〕 独立行政法人通則法第44条⇒P. 402

2 センターは、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 前条に規定する特別の勘定については、通則法第44条第1項ただし書及び第3項の規定は、適用しない。

〔参〕 独立行政法人通則法第44条⇒P. 402

4 センターは、投票勘定において、通則法第44条第1項本文又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降のスポーツ振興投票等業務の財源に充てなければならない。

5 センターは、災害共済給付勘定及び免責特約勘定において、中期目標の期間の最後の年度に係る通則法第44条第1項本文又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金）

**第25条** センターは、スポーツ振興投票等業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

（償還計画）

**第26条** センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（スポーツ振興基金）

**第27条** センターは、第15条第1項第2号から第4号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るためにスポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設け、次に掲げる金額の合計額に相当する金額を

もってこれに充てるものとする。

- 一 第5条第2項後段の規定により政府が示した金額
  - 二 附則第4条第10項の規定により政府から出資があったものとされた金額
  - 三 附則第4条第10項の規定により政府以外の者から出えんがあったものとされた金額
  - 四 附則第4条第10項の規定により基金に組み入れられたものとされた金額
  - 五 基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額
  - 六 投票法第21条第4項の規定により基金に組み入れられた金額
- 2 通則法第47条及び第67条（第7号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第47条第3号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

**第28条** 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定（罰則を含む。）は、第15条第1項第2号から第4号までの規定によりセンターが支給する資金について準用する。この場合において、同法（第2条第7項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センターの理事長」と、同法第2条第1項（第2号を除く。）及び第4項、第7条第2項、第19条第1項及び第2項、第24条並びに第33条中「国」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と、同法第14条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センターの事業年度」と読み替えるものとする。

## 第5章 雑則

（国の補助）

**第29条** 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費の一部をセンターに対して補助することができる。

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第16条⇒P. 29

2 国は、公立の義務教育諸学校の設置者が第17条第4項ただし書の規定により、児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものから同項本文の学校の設置者の定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、センターに対して補助することができる。

- 一 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- 二 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第17条、第18条⇒P. 30

### 参 生活保護法第6条⇒P. 411

（学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理）

**第30条** この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）が処理するものとする。

（損害賠償との調整）

**第31条** 学校の設置者が国家賠償法（昭和22年法律第125号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法律（次項において「国家賠償法等」という。）による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した第16条第1項の災害共済給付契約に基づきセンターが災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

〔参〕 国家賠償法⇒P. 413

民法⇒P. 411

2 センターは、災害共済給付を行った場合において、当該給付事由の発生につき、国家賠償法等により損害賠償の責めに任ずる者がいるときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る児童生徒等がその者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（時効）

**第32条** 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないうときは、時効によって消滅する。

（給付を受ける権利の保護）

**第33条** 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

**第34条** 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

（財務大臣との協議）

**第35条** 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第24条第1項の承認をしようとするとき。
- 二 第25条又は第26条の認可をしようとするとき。

（主務大臣等）

**第36条** センターに係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、文部科学大臣（第15条第1項第7号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。次号において同じ。）に係る財務及び会計に関する事項については、文部科学大臣及び内閣総理大臣）
- 二 第15条第1項第7号に掲げる業務に関する事項については、内閣総理大臣
- 三 第15条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、文部科学大臣

2 センターに係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

〔参〕 独立行政法人通則法第68条⇒P. 402

（国庫納付金の教育事業等に必要経費への充当）

**第37条** 政府は、第22条第1項の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならない。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター法

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

### 第38条 削除

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第39条 国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)の規定は、センターの役員及び職員には適用しない。

### 第6章 罰則

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、20万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第15条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 三 第20条の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。
- 四 第27条第2項において準用する通則法第47条の規定に違反して基金を運用したとき。

第41条 第6条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第9条から第11条まで及び第14条から第16条までの規定 平成15年10月1日
- 二 附則第17条の規定 平成15年10月1日又は独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成15年法律第59号)の施行の日のいずれか遅い日

(準備行為等)

第2条 通則法第14条第1項の規定により指名された理事長となるべき者は、センターの成立の時までに、第7条第2項に規定する理事となるべき者を指名し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定により指名された理事となるべき者は、センターの成立の時において、この法律及び通則法の規定により、第7条第2項に規定する理事となるものとする。

第3条 センターの最初の事業年度の第21条第1項に規定する事業計画等に関する同項の規定の適用については、同項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後最初の中期計画について通則法第30条第1項の認可を受けた後遅滞なく」とする。

(日本体育・学校健康センターの解散等)

第4条 日本体育・学校健康センター(以下「旧センター」という。)は、センターの成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、次項の規定により国が承継する資産を除き、センターが承継する。

2 センターの成立の際現に旧センターが有する権利(附則第9条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法(昭和60年法律第92号。以下「旧センター法」という。))第32条に規定する旧センター法第20条第1項第1号の2から第

- 1号の4までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定（以下「旧スポーツ振興基金勘定」という。）並びに旧センター法第32条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定に属する資産に限る。）のうち、センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、センターの成立の時において国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 旧センターの平成15年4月1日に始まる事業年度は、その解散の日の前日に終わるものとする。
- 5 旧センターの平成15年4月1日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して2月を経過する日とする。
- 6 第1項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、センターが承継する資産の価額（第1号から第3号までに掲げる金額があるときは当該金額を控除した金額とし、第4号に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府からセンターへ出資されたものとする。
- 一 旧センター法第32条に規定するスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定、災害共済給付及びこれに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定、免責の特約に係る経理について設けられた特別の勘定並びに旧センター法第20条第1項第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定において旧センター法第33条第1項の規定により積立金として積み立てられている金額
- 二 旧スポーツ振興基金勘定において旧センター法第33条第1項の規定により積立金として積み立てられている金額に相当する金額のうち文部科学大臣が財務大臣に協議して定める金額
- 三 旧センター法第35条の2第1項のスポーツ振興基金（以下「旧基金」という。）に充てることを条件に政府以外の者から出えんされ、又は投票法第21条第4項の規定により旧基金に組み入れられた金額
- 四 旧センター法第33条第2項の規定により第1号に掲げる勘定において繰越欠損金として整理されている金額
- 7 前項の資産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 第1項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、当該各号に定める勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。
- 一 旧センター法第32条及び第33条の規定により、スポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額 投票勘定

- 二 旧センター法第32条及び第33条の規定により、災害共済給付及びこれに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額 災害共済給付勘定
  - 三 旧センター法第32条及び第33条の規定により、免責の特約に係る経理について設けられた特別の勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額 免責特約勘定
  - 四 第6項第2号に掲げる金額 一般勘定
- 10 第1項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、当該各号に定める金額とみなす。
- 一 旧基金に充てるべきものとして政府から出資された金額（第2項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧基金に充てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。） 基金に充てるべきものとして政府から出資された金額
  - 二 旧基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額 基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額
  - 三 投票法第21条第4項の規定により旧基金に組み入れられた金額 同項の規定により基金に組み入れられた金額
- 11 第1項の規定により旧センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（スポーツ振興投票等業務の経過措置）

- 第5条** 旧センターは、旧センター法第30条の2の規定にかかわらず、平成15年4月1日を含む事業年度における同条第1号から第4号までに掲げる金額の合計額から、当該事業年度の運営費の金額を控除した金額を、スポーツ振興投票等業務繰越準備金として整理しなければならない。
- 2 センターの成立の日を含む事業年度の収益に関する第22条第1項の規定の適用については、同項中「金額を控除した金額をいう。」とあるのは「金額を控除した金額をいう。」に附則第5条第1項に規定するスポーツ振興投票等業務繰越準備金を加えた金額」と、同条第2項中「収益」とあるのは「収益に附則第5条第1項に規定するスポーツ振興投票等業務繰越準備金を加えた金額」とする。
- 3 センターの成立の日を含む事業年度の収益に関する投票法第21条第5項の規定の適用については、同項中「収益」とあるのは、「収益にセンター法附則第5条第1項に規定するスポーツ振興投票等業務繰越準備金を加えた金額」とする。

（業務の特例等）

- 第6条** センターは、平成18年3月31日までの日で政令で定める日までの間は、第15条に規定する業務のほか、旧センター法第20条第1項第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行う。
- 2 前項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
- 3 第1項に規定する業務が行われる場合におけるセンターに対する通則法第64条第1項の規定の適用については、同項中「事務所」とあるのは、「事務所若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第9条の規定による廃止前の日本体



- 育・学校健康センター法第40条第1項に規定する場所」とする。
- 4 第1項に規定する業務については、旧センター法第23条、第25条第1項及び第51条第1号の規定は、附則第9条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧センター法第23条、第25条第1項及び第51条中「センター」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と、同条第1号中「この法律」とあるのは「第23条第1項」とする。
  - 5 センターが第1項に規定する業務を行う場合における第40条第2号の規定の適用については、同号中「第15条」とあるのは、「第15条及び附則第6条第1項」とする。
  - 6 附則第4条第1項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、旧センター法第20条第1項第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る特別の勘定に属する資産のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定める資産については、一般勘定に属するものとして承継するものとする。
  - 7 附則第4条第1項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧センター法第20条第1項第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る特別の勘定において積立金として積み立てられている金額を、第2項に規定する勘定に属する積立金として整理するものとする。
  - 8 センターは、前項の規定により第2項に規定する勘定に属する積立金として整理した金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を一般勘定に繰り入れ、積立金として整理し、その額に相当する金額を中期目標の期間（第24条第1項に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該中期目標の期間における第15条第1項第8号及び第9号に掲げる業務のうち学校における児童生徒等の健康の保持増進に係るもの並びにこれらに附帯する業務の財源に充てるものとする。
  - 9 センターは、第1項に規定する業務を終えたときは、第2項に規定する勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を一般勘定に繰り入れ、積立金として整理し、その額に相当する金額を中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該中期目標の期間における第15条第1項第8号及び第9号に掲げる業務のうち学校における児童生徒等の健康の保持増進に係るもの並びにこれらに附帯する業務の財源に充てるものとする。
  - 10 文部科学大臣は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
  - 11 センターは、第9項に規定する残余財産の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（センターに対する便宜の供与）

**第7条** 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員に、当該都道府県の区域内に置かれるセンターの従

たる事務所における事務に従事させることができる。

(保育所等の災害共済給付)

**第8条** センターは、当分の間、第15条及び附則第6条第1項に規定する業務のほか、次に掲げる施設の管理下における児童福祉法第4条第1項に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

一 保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。次号において同じ。）

二 児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（次号の施設を除く。）であつて、内閣総理大臣の定めるところにより、その設備及び運営が保育所に係る基準に準ずるものとして内閣総理大臣が定める基準に適合すると認められるもの

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの

四 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業（次号において「特定保育事業」という。）を行う施設

五 児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第6条の3第9項、第10項又は第12項に規定する業務を目的とする施設（次号の施設を除く。）であつて、内閣総理大臣の定めるところにより、その設備及び運営が特定保育事業を行う施設に係る基準に準ずるものとして内閣総理大臣が定める基準に適合すると認められるもの

六 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設の設置者の当該助成に係る業務を目的とする施設のうち児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするもの

**■** 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第1項第2号及び第5号の内閣総理大臣が定める基準等⇒P. 71

**参** 児童福祉法第39条、第59条⇒P. 409

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条⇒P. 410

子ども・子育て支援法第59条の2⇒P. 410

2 第16条及び第17条の規定は、前項の災害共済給付について準用する。

3 センターが第1項に規定する業務を行う場合における第31条第1項及び第2項、第36条第1項第1号及び第2号並びに第40条第2号の規定の適用については、第31条第1項中「学校」とあるのは「附則第8条第1項各号に掲げる施設」と、同条第2項中「児童生徒等」とあるのは「附則第8条第1項に規定する児童」と、第36条第1項第1号中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び附則第8条第1項に規定する業務」と、同項第2号中「業務」とあるのは「業務及び附則第8条第1項に規定する業務」と、第40条第2号中「第15条」とあるのは「第15条及び附則第8条第1項」とする。

(収益の算定方法の特例)

**第8条の2** 第22条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「運営費の



金額」とあるのは「運営費の金額及び投票法第13条第1項に規定するスポーツ振興投票券の売上金額の100分の5を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第8条の2第1項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

- 2 前項の場合における第37条第1項並びに投票法第21条第5項及び第22条の規定の適用については、第37条第1項中「第22条第1項」とあるのは「附則第8条の2第1項の規定により読み替えて適用する第22条第1項」と、投票法第21条第5項及び第22条中「センター法第22条第1項」とあるのは「センター法附則第8条の2第1項の規定により読み替えて適用するセンター法第22条第1項」とする。

(特定業務に必要な費用への充当等)

**第8条の3** センターは、前条第1項の規定により読み替えて適用する第22条第1項に規定する投票法第13条第1項に規定するスポーツ振興投票券の売上金額の100分の5を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額（以下「特定金額」という。）を、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって特に必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務（以下「特定業務」という。）に必要な費用に充てるものとする。

- 2 センターは、特定金額を、翌事業年度以後の事業年度における特定業務の財源に充てるため、特定業務特別準備金として整理しなければならない。この場合において、通則法第44条第1項の規定は、適用しない。

(平成28事業年度から令和5事業年度までの各事業年度における収益の算定方法等の特例)

**第8条の4** センターの平成28事業年度から令和5事業年度までの各事業年度における附則第8条の2第1項の規定により読み替えて適用する第22条、附則第8条の2第2項の規定により読み替えて適用する第37条第1項並びに投票法第21条第5項及び第22条並びに前条第1項の規定の適用については、附則第8条の2第1項の規定により読み替えて適用する第22条第1項中「100分の5」とあるのは「100分の10」と、「3分の1」とあるのは「4分の1」と、附則第8条の2第1項の規定により読み替えて適用する第22条第2項及び附則第8条の2第2項の規定により読み替えて適用する第37条第1項中「附則第8条の2第1項」とあるのは「附則第8条の4の規定により読み替えて適用する附則第8条の2第1項」と、附則第8条の2第2項の規定により読み替えて適用する投票法第21条第5項及び第22条中「附則第8条の2第1項」とあるのは「附則第8条の4の規定により読み替えて適用するセンター法附則第8条の2第1項」と、前条第1項中「前条第1項」とあるのは「次条の規定により読み替えて適用する前条第1項」と、「100分の5」とあるのは「100分の10」とする。

(区分経理)

**第8条の5** 特定業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特定業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

- 2 前項の場合における第24条第1項及び第3項の適用については、これらの規定中「特別の勘定」とあるのは、「特別の勘定及び附則第8条の5第1項に規定する

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター法

特定業務勘定」とする。

(利益及び損失の処理の特例)

**第8条の6** センターは、特定業務勘定において、通則法第44条第1項本文又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の特定業務の財源に充てなければならない。

(長期借入金及び日本スポーツ振興センター債券)

**第8条の7** センターは、特定業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本スポーツ振興センター債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による債券の債権者は、センターの財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 センターは、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 会社法（平成17年法律第86号）第705条第1項及び第2項並びに第709条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令附則第6条～附則第15条⇒ P. 33、34**

(償還計画)

**第8条の8** センターは、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(資本金の特例)

**第8条の9** 特定業務が行われる場合における第5条第2項から第5項までの規定の適用については、これらの規定中「政府」とあるのは「政府及び政令で定める地方公共団体」と、同条第2項中「スポーツ振興基金」とあるのは「スポーツ振興基金又は附則第8条の3第1項に規定する特定業務に必要な資金」とする。

(特定業務に係る施設の整備に要する費用についての都道府県の負担)

**第8条の10** 特定業務に係る施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用は、当該政令で定める施設が存する都道府県が、その3分の1以内を負担する。

2 前項の場合において、当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、センターと当該都道府県とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、文部科学大臣が裁定する。この場合において、文部科学大臣は、当事者の意見を聴かなければならない。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令附則第16条⇒ P. 35**

(日本体育・学校健康センター法の廃止)

**第9条** 日本体育・学校健康センター法は、廃止する。

(日本体育・学校健康センター法の廃止に伴う経過措置)

**第10条** 前条の規定の施行前に旧センター法の規定により締結された災害共済給付

契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

- 2 前条の規定の施行前に旧センター法（第10条及び第19条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第11条** 附則第9条の規定の施行前にした行為及び附則第4条第5項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（名称の使用制限に関する経過措置）

**第12条** この法律の施行の際現に日本スポーツ振興センターという名称を使用している者については、第6条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

（政令への委任）

**第13条** 附則第2条から第8条まで及び第10条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第14条～17条** 〔略〕

附 則 （平成16年6月18日法律第126号）

附 則 （平成16年6月18日法律第127号）

附 則 （平成16年6月23日法律第130号）

附 則 （平成16年6月23日法律第135号）

附 則 （平成18年6月21日法律第80号）

附 則 （平成19年6月27日法律第96号）

附 則 （平成24年8月22日法律第67号）

附 則 （平成25年5月10日法律第11号）

附 則 （平成25年12月13日法律第112号）

附 則 （平成26年6月13日法律第67号）

附 則 （平成27年3月31日法律第12号）

附 則 （平成27年6月24日法律第46号）

附 則 （平成28年5月13日法律第35号）

附 則 （平成29年3月31日法律第8号）

附 則 （令和2年12月9日法律第71号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日〔令和2年12月19日〕から施行する。

（見直し）

- 2 スポーツ振興投票制度の在り方については、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のスポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の施行の状況を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

〔令和4年6月17日法律第68号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

**第441条** 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第19条第1項の規定又は第82条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第25条第4項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

**第442条** 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

**第443条** 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

**第509条** この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（令和4年6月17日法律第68号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和4年6月法律第67号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則 (令和4年6月22日法律第76号) 抄  
沿革

令和4年6月22日号外法律第77号〔こども基本法附則11条による改正〕

(施行期日)

**第1条** この法律は、こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)の施行の日〔令和5年4月1日〕から施行する。ただし、附則第9条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

〔参〕 こども家庭庁設置法⇒P. 402

(処分等に関する経過措置)

**第2条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

**第3条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第7条第3項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第12条第1項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第7条第3項の内閣府令又は国家行政組織法第12条第1項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第4条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第9条** 附則第2条から第4条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月22日法律第77号) 抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日〔令和4年6月

独立行政法人日本スポーツ振興センター法

22日] のいずれか遅い日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第11条の規定 ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）

# 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令

平成15年8月8日政令第369号

最近改正：令和5年3月30日政令第126号

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第5条第6項、第15条第1項第6号、第16条第2項及び第4項（同法附則第8条第2項において準用する場合を含む。）、第17条（同法附則第8条第2項において準用する場合を含む。）、第18条、第21条第2項、第22条第1項、第29条並びに第38条並びに附則第4条第3項、第8項及び第11項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

## 目次

- 第1章 出資の目的に係る財産の評価（第1条）
  - 第2章 災害共済給付（第2条—第13条）
  - 第3章 スポーツ振興投票等業務（第14条・第15条）
  - 第4章 国の補助（第16条—第18条）
  - 第5章 雑則（第19条）
- 附則

## 第1章 出資の目的に係る財産の評価

**第1条** 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「法」という。）第5条第5項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 1人
- 二 文部科学省の職員 1人
- 三 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の役員 1人
- 四 学識経験のある者 2人

2 法第5条第5項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 法第5条第5項の規定による評価に関する庶務は、スポーツ庁政策課において処理する。

**国 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第5条⇒P. 3**

## 第2章 災害共済給付

（児童生徒等の保護者に含まれる者等）

**第2条** 法第15条第1項第7号に規定する里親その他の政令で定める者は、里親（同号に規定する里親をいう。以下この条において同じ。）及び里親がない場合において学校（法第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）の設置者が当該子女の監護及び教育をしていると認める者とする。

2 法第15条第1項第7号に規定する生徒又は学生その他政令で定める者は、死亡見舞金の支給の場合における当該生徒又は学生の次に掲げる遺族とする。

- 一 父母



- 二 祖父母
- 三 兄弟姉妹

- 3 前項に定める者の死亡見舞金を受ける順位は、同項各号の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 生徒又は学生に配偶者又は子があるときは、第2項の規定にかかわらず、法第15条第1項第7号に規定する生徒又は学生その他各令で定める者は、死亡見舞金の支給の場合における当該配偶者又は子とする。この場合において、これらの者の死亡見舞金を受ける順位は、配偶者を先にする。
- 5 前3項の規定により死亡見舞金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、死亡見舞金の支給は、その人数によって等分して行う。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条、第15条⇒P. 3、5**

(災害共済給付の給付基準)

**第3条** 法第15条第1項第7号に規定する災害共済給付（以下この章において単に「災害共済給付」という。）の給付金の額は、次の各号に掲げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条⇒P. 5**

一 医療費 次に掲げる額の合算額

イ 単位療養（同一の月に一の病院、診療所、薬局その他の者から受けた療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項各号に掲げる療養及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護をいう。（1）を除き、以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）ごとに、次の（1）又は（2）に掲げる費用について、それぞれ（1）又は（2）に定める方法により算定した額の合計額（ロにおいて「単位療養額」という。）に10分の3を乗じて得た額（その額が、25万2600円と、その単位療養につき健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第42条第1項第2号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が84万2000円に満たないときは、84万2000円）から84万2000円を控除した額に10分の1を乗じて得た額（この額に1円未満の端数がある場合において、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げた額）との合算額を超えない範囲内で内閣府令で定める額を超えるときは、当該内閣府令で定める額）を合算した額

- (1) 健康保険法第63条第1項各号に掲げる療養に要する費用 同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところ又は同法第86条第2項第1号の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）。ただし、当該定めがないときは、現に当該療養に要した費用の範囲内でセンターが必要と認めた額とする。
- (2) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用 同条第4項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（その額が現に当該指定訪問看護に要した費用の額を超えるときは、現に当該指定訪問看護に要した費用の額）。ただし、当該定めがないときは、現に当該指定訪問看護に要した費用の範囲内でセンターが必要と認めた額とする。



**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第19条⇒P. 48**

- ロ 単位療養額を合算した額の10分の1を超えない範囲内で療養に伴って要する費用として内閣府令で定める額

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第20条⇒P. 51**

- ハ 療養を受けた月における食事療養（健康保険法第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を受けた日数に同法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額を乗じて得た額
- ニ 療養を受けた月における生活療養（健康保険法第63条第2項第2号に規定する生活療養をいう。）を受けた日数に同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額を乗じて得た額

**(参) 健康保険法第63条、第76条、第85条、第86条、第88条⇒P. 440～443**

- 二 障害見舞金 障害の程度に応じ4000万円から88万円までの範囲（第5条第2項第4号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第5号の内閣府令で定める場合を含む。次号において同じ。）に係る障害見舞金にあつては、2000万円から44万円までの範囲）内で内閣府令で定める額

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第21条⇒P. 51**

- 三 死亡見舞金 3000万円（第5条第1項第4号に掲げる死亡（同条第2項第4号に掲げる場合に係るものに限る。）及び同条第1項第5号の内閣府令で定める死亡に係る死亡見舞金にあつては、1500万円）

- 2 災害共済給付（障害見舞金の支給を除く。）は、同一の負傷又は疾病に関しては、医療費の支給開始後10年を経過した時以後は、行わない。

- 3 センターは、災害共済給付の給付事由と同一の事由について、当該災害共済給付に係る児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）が国家賠償法等（法第31条第1項に規定する国家賠償法等をいう。）により損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、災害共済給付を行わないことができる。

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第31条⇒P. 11**

- 4 センターは、学校の管理下における児童生徒等の災害（法第15条第1項第7号に規定する災害をいう。以下同じ。）について、当該児童生徒等が他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養若しくは療養費の支給を受け、又は補償若しくは給付を受けたときは、その受けた限度において、災害共済給付を行わない。

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条⇒P. 5**

- 5 センターは、非常災害（風水害、震災、事変その他の非常災害であつて、当該非常災害が発生した地域の多数の住民が被害を受けたものをいう。）による児童生徒等の災害については、災害共済給付を行わない。

- 6 センターは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第18条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）に係る災害については、医療費の支給を行わない。

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第18条⇒P. 7**

- (参) 生活保護法⇒P. 411

- 7 センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校及び専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校をいい、同法第125条第1項に規定する高等課程に係るものに限る。以下同じ。）の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定するいじめをいう。）、体罰（学校教育法第11条ただし書（同法第133条第1項において準用する場合を含む。）に規定する体罰をいう。）その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りでない。

〔参〕 学校教育法第11条、124条、125条⇒P. 405、406

いじめ防止対策推進法第2条⇒P. 410

- 8 センターは、高等学校、高等専門学校及び専修学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付の一部を行わないことができる。（給付金の支払の請求及びその支払）

**第4条** 災害共済給付の給付金の支払の請求は、災害共済給付契約に係る学校の設置者が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者（法第15条第1項第7号に規定する保護者をいう。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生は、自ら前項の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、当該災害共済給付契約に係る学校の設置者を經由して行うものとする。

**四** 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条⇒P. 5

- 3 同一の負傷又は疾病に係る医療費の支給についての支払の請求は、1月ごとに行うものとする。
- 4 センターは、第1項又は第2項の規定による給付金の支払の請求があったときは、当該請求の内容が適正であるかどうかを審査して、前条に規定するところにより、その支払額を決定するものとする。
- 5 センターは、前項の規定により支払額を決定したときは、速やかに、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者を通じて、当該各号に定める児童生徒等の保護者又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生に対し、給付金の支払を行うものとする。

一 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校並びに国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第19条第2項において同じ。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）及び

- 専修学校並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人（第19条第2項において単に「公立大学法人」という。）が設置する学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長
- 二 公立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）
- 三 私立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する学校法人の理事長（学校法人以外の者が設置する学校にあっては、当該学校の設置者が団体であるものについては当該団体の代表者、当該学校の設置者が団体でないものについては当該設置者）

**参 学校教育法第2条⇒P. 405**

（学校の管理下における災害の範囲）

**第5条** 災害共済給付に係る災害は、次に掲げるものとする。

- 一 児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの。ただし、療養に要する費用が5000円以上のものに限る。
- 二 学校給食に起因する中毒その他児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、内閣府令で定めるもの。ただし、療養に要する費用が5000円以上のものに限る。

**参 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第22条⇒P. 51**

- 三 第1号の負傷又は前号の疾病が治った場合において存する障害のうち、内閣府令で定める程度のもの

**参 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第23条⇒P. 52**

- 四 児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、内閣府令で定めるもの

**参 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第24条⇒P. 52**

- 五 前号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

**参 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第25条⇒P. 52**

- 2 前項第1号、第2号及び第4号において「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- 二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- 三 前2号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- 四 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
- 五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として内閣府令で定める場合

**参 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第26条⇒P. 52**

（災害共済給付契約等の拒絶理由）

**第6条** 法第16条第4項の政令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。

- 一 災害共済給付契約を締結する場合において、当該災害共済給付契約の申込みに係る児童生徒等の数が、当該児童生徒等が在学する学校の児童生徒等の総数に比

べて著しく少ないこと。

- 二 災害共済給付契約を締結する場合において、当該災害共済給付契約の申込みが内閣府令で定める契約締結期限の経過後に行われること。
- 三 免責の特約を付する場合において、災害共済給付契約に係る児童生徒等の一部につき免責の特約を付する申込みが行われること。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第16条⇒P. 6**

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第27条 ⇒P. 52

(共済掛金の額)

**第7条** 法第17条第1項の政令で定める額は、各年度につき、児童生徒等1人当たり、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 義務教育諸学校 920円 (要保護児童生徒にあつては、40円)
- 二 高等学校及び専修学校 2150円 (夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程において教育を受ける生徒にあつては980円、通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては280円)
- 三 高等専門学校 1930円
- 四 幼稚園 (特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。)及び幼保連携型認定こども園 270円

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条⇒P. 7**

(免責の特約を付した場合に共済掛金の額に加える額)

**第8条** 法第17条第2項の政令で定める額は、各年度につき、児童生徒等1人当たり15円 (高等学校及び専修学校の通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては、2円) とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条⇒P. 7**

(共済掛金の支払の期限)

**第9条** 法第17条第3項の規定による共済掛金の支払は、各年度について、5月1日において在籍する児童生徒等 (法第16条第1項の規定による保護者の同意があるものに限る。)の数に基づき、同月31日までに行われなければならない。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第16条、第17条⇒P. 6、7**

(学校の設置者が保護者から徴収する額の範囲)

**第10条** 法第17条第4項の政令で定める範囲は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

- 一 義務教育諸学校 10分の4から10分の6まで
- 二 高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び専修学校 10分の6から10分の9まで

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条⇒P. 7**

(共済掛金を支払わない場合における災害共済給付)

**第11条** センターは、学校の設置者が第9条に規定する支払期限までに法第17条第3項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、当該支払期限の経過後当該災害共済給付契約に係る年度内に共済掛金を支払った場合における当該支払った日以後当該年度内に発生した児童生徒等の災害に係る災害共済給付を除いては、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わない。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条⇒P. 7**

(共済掛金の控除額及び返還額)

**第12条** 法第18条の政令で定める額は、公立の義務教育諸学校の設置者が法第17条第4項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で法第29条第2項各号のいずれかに該当するものから法第17条第4項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しない場合における当該徴収しない額の総額の2分の1とする。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒（法第29条第2項各号に掲げる者に係る児童及び生徒のうち、要保護児童生徒を除いた者をいう。以下同じ。）の別により、それぞれ、共済掛金の額の2分の1に第18条第2項の規定により当該義務教育諸学校の設置者がセンターから通知を受けた児童及び生徒の数を乗じて得た額の2分の1を限度とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条、第18条、第29条⇒P. 7、10**

(児童生徒等の転学等の場合における特例)

**第13条** 災害共済給付契約に係る児童生徒等が転学し、進学し、卒業し、又は退学した場合における第4条第1項、第2項及び第5項並びに第9条の規定の適用について必要な事項は、内閣府令で定める。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第28条 ⇒P. 53**

### 第3章 スポーツ振興投票等業務

(審議会等で政令で定めるもの)

**第14条** 法第21条第2項の審議会等で政令で定めるものは、スポーツ審議会とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第21条⇒P. 8**

(国庫納付金の納付の手續)

**第15条** センターは、毎事業年度、法第22条第1項の規定に基づいて計算した当該事業年度の国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類（次項において「添付書類」という。）を添付して、翌事業年度の5月20日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項に規定する国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第22条⇒P. 8**

### 第4章 国の補助

(災害共済給付に係る国の補助)

**第16条** 法第29条第1項の規定による災害共済給付に要する経費に係る国の補助は、第5条第2項第1号及び第2号に掲げる場合に係る災害共済給付に要する経費として次の各号に掲げる学校の区分ごとに内閣総理大臣が定める額（以下この条において「補助対象災害共済給付経費」という。）について行うものとし、当該補助の額は、当該学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 義務教育諸学校 補助対象災害共済給付経費の3分の1に相当する額
- 二 高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び専修学校 補



助対象災害共済給付経費のうち内閣総理大臣の定める額

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第29条⇒P. 10**

(要保護者に準ずる程度に困窮している者)

**第17条** 法第29条第2項第2号の政令で定める者は、同項の公立の義務教育諸学校の設置者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第29条⇒P. 10**

2 公立の義務教育諸学校の設置者は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員に対して助言を求めることができる。

(センターに対する国の補助)

**第18条** 法第29条第2項の規定による国の補助は、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の別により、それぞれ、共済掛金の額の2分の1にセンターが次項の規定により公立の義務教育諸学校の設置者に配分した児童及び生徒の数を乗じて得た額の合計額の2分の1を限度として、公立の義務教育諸学校の設置者が法第17条第4項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で法第29条第2項各号のいずれかに該当するものから法第17条第4項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しない場合における当該徴収しない額の合計額の2分の1について行うものとする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条、第29条⇒P. 7、10**

2 センターは、公立の義務教育諸学校の設置者で法第17条第4項ただし書の規定により前項に規定する児童又は生徒の保護者から同条第4項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しないものについて、別表に掲げる算式により算定した小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の数を配分し、その配分した数を内閣総理大臣及び当該各設置者に通知しなければならない。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条⇒P. 7**

**第5章 雑則**

(学校の設置者が地方公共団体等である場合の事務処理)

**第19条** 学校の設置者が地方公共団体である場合におけるこの政令に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長)が処理するものとする。

2 学校の設置者が国、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人である場合における第2条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該学校の校長が処理するものとする。

**附 則 抄**

(施行期日)

**第1条** この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第6条から第25条までの規定は、平成15年10月1日から施行する。

(東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期

限の延長等)

**第1条の2** センターは、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に起因するやむを得ない理由により、第9条に規定する支払期限までに法第17条第3項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、内閣総理大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から2月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第11条中「第9条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第1条の2の規定により延長された支払期限」とする。

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条⇒P. 7**

（平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等）

**第1条の3** センターは、平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、第9条に規定する支払期限までに法第17条第3項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、内閣総理大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から2月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第11条中「第9条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第1条の3の規定により延長された支払期限」とする。

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条 ⇒P. 7**

（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等）

**第1条の4** センターは、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、第9条に規定する支払期限までに法第17条第3項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、内閣総理大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から2月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第11条中「第9条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第1条の4の規定により延長された支払期限」とする。

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条⇒P. 7**

（国が承継する資産の範囲等）

**第2条** 法附則第4条第3項の規定により国が承継する資産は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

2 前項の規定により国が承継する資産は、一般会計に帰属する。

（評価に関する規定の準用）

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第4条⇒P. 12**

**第3条** 第1条の規定は、法附則第4条第7項の評価委員その他評価について準用する。この場合において、第1条第1項中「必要の都度、次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者」と、同項第3号中「役員」とあるのは「役員（センターが成立す

るまでの間は、センターに係る独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第15条第1項の設立委員）」と読み替えるものとする。

（日本体育・学校健康センターの解散の登記の嘱託等）

**第4条** 法附則第4条第1項の規定により日本体育・学校健康センターが解散したときは、文部科学大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（保育所等の災害共済給付）

**第5条** 法附則第8条第2項において準用する法第17条第1項の政令で定める額は、各年度につき、保育所等（法附則第8条第1項各号に掲げる施設をいう。以下この条において同じ。）の児童（法附則第8条第1項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）1人当たり350円とする。ただし、要保護児童（生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所等の児童をいう。）については、1人当たり40円とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条、附則第8条⇒P. 7、16**

2 法附則第8条第2項において準用する法第17条第4項の政令で定める範囲は、同項に規定する共済掛金の額の10分の6から10分の9までの範囲とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条⇒P. 16**

3 保育所等の災害共済給付については、前2項に規定するもののほか、第2章（第2条、第5条第2項、第7条、第10条及び第12条を除く。）、第19条及び附則第1条の2から第1条の4までの規定を準用する。この場合において、第3条第1項第2号中「第5条第2項第4号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第5号の内閣府令で定める場合を含む。次号において同じ。）」とあるのは「附則第5条第4項第2号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第3号の内閣総理大臣が定める場合を含む。次号において同じ。）」と、同項第3号中「同条第2項第4号」とあるのは「附則第5条第4項第2号」と、「同条第1項第5号」とあるのは「第5条第1項第5号」と、同条第6項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第18条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）」とあるのは「附則第5条第1項に規定する要保護児童」と、第4条第5項第2号中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と、第5条第1項第1号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等（法附則第8条第1項各号に掲げる施設をいう。以下この項及び第9条において同じ。）の管理下」と、同項第2号及び第4号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等の管理下」と、第9条中「第17条第3項」とあるのは「附則第8条第2項において準用する法第17条第3項」と、「5月1日」とあるのは「5月1日（同月2日から当該年度の末日までの間に経営を開始する保育所等（当該保育所等の設置者が当該保育所等の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。以下この条において「特定保育所等」という。）にあっては、その経営を開始する日）」と、「同月31日」とあるのは「同月31日（特定



保育所等にあつては、その経営を開始した日の属する月の翌月の末日)」と、第19条第1項中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第18条、附則第8条⇒P. 7、16**

4 前項の規定により読み替えて準用する第5条第1項第1号、第2号及び第4号並びに第9条において「保育所等の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 児童が保育を受けている場合
- 二 児童が通常の経路及び方法により保育所等に通い、又は保育所等から帰宅する場合
- 三 前2号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として内閣総理大臣が定める場合  
(センター債券の形式)

**第6条** 日本スポーツ振興センター債券（以下「センター債券」という。）は、無記名利札付きとする。

(センター債券の発行の方法)

**第7条** センター債券の発行は、募集の方法による。

(センター債券申込証)

**第8条** センター債券の募集に応じようとする者は、日本スポーツ振興センター債券申込証（以下「センター債券申込証」という。）に、その引き受けようとするセンター債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるセンター債券（次条第2項において「振替センター債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該センター債券の振替を行うための口座（同条第2項において「振替口座」という。）をセンター債券申込証に記載しなければならない。

3 センター債券申込証は、センターが作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 センター債券の名称
- 二 センター債券の総額
- 三 各センター債券の金額
- 四 センター債券の利率
- 五 センター債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 センター債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 応募額がセンター債券の総額を超える場合の措置
- 十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号  
(センター債券の引受け)

**第9条** 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体がセンター債券を引き受ける場合又はセンター債券の募集の委託を受けた会社が自らセンター債券を引き受ける場合

においては、その引き受ける部分については、適用しない。

- 2 前項の場合において、振替センター債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替センター債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座をセンターに示さなければならない。

(センター債券の成立の特例)

- 第10条** センター債券の応募総額がセンター債券の総額に達しないときでもセンター債券を成立させる旨をセンター債券申込証に記載したときは、その応募額をもってセンター債券の総額とする。

(センター債券の払込み)

- 第11条** センター債券の募集が完了したときは、センターは、遅滞なく、各センター債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

- 第12条** センターは、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、センター債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

- 2 各債券には、附則第8条第3項第1号から第6号まで、第9号及び第11号に掲げる事項並びに番号を記載し、センターの理事長がこれに記名押印しなければならない。

(センター債券原簿)

- 第13条** センターは、主たる事務所に日本スポーツ振興センター債券原簿(次項において「センター債券原簿」という。)を備えて置かなければならない。

- 2 センター債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 センター債券の発行の年月日
- 二 センター債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、センター債券の数及び番号)
- 三 附則第8条第3項第1号から第6号まで、第8号及び第11号に掲げる事項
- 四 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)

- 第14条** センター債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

- 2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、センターは、これに応じなければならない。

(センター債券の発行の認可)

- 第15条** センターは、法附則第8条の7第1項の規定によりセンター債券の発行の認可を受けようとするときは、センター債券の募集の日の20日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 センター債券の発行を必要とする理由
- 二 附則第8条第3項第1号から第8号までに掲げる事項
- 三 センター債券の募集の方法
- 四 センター債券の発行に要する費用の概算額
- 五 第2号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条、附則第8条の7⇒P. 16、18**

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 作成しようとするセンター債券申込証
  - 二 センター債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
  - 三 センター債券の引受けの見込みを記載した書面  
(法附則第8条の10第1項の政令で定める施設)

**第16条** 法附則第8条の10第1項の政令で定める施設は、センターが東京都新宿区霞ヶ丘町（一番、二番、二番地先、三番、三番地先、四番、四番地先、十番、十番地先及び十五番に限る。）並びに渋谷区千駄ヶ谷一丁目（十五番、十五番地先、十六番及び十六番地先に限る。）及び二丁目（三十三番、三十三番地先及び三百五十九番に限る。）の区域において整備する競技場とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条 ⇒P. 16**

(日本体育・学校健康センター法施行令の廃止)

**第17条** 日本体育・学校健康センター法施行令（昭和60年政令第331号）は、廃止する。

(日本体育・学校健康センター法施行令の廃止に伴う経過措置)

**第18条** 前条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法施行令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この政令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成15年12月3日政令第483号)

附 則 (平成17年3月18日政令第45号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に生じた障害に係る障害見舞金及び施行日前に死亡した者に係る死亡見舞金については、なお従前の例による。
- 3 平成16年度までの共済掛金の額（免責の特約を付した場合に共済掛金の額に加える額を含む。）については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年4月1日政令第118号)

附 則 (平成18年8月30日政令第286号) 抄

(施行期日)

**第1条** この政令は、平成18年10月1日から施行する。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第16条** 施行日前に行われた療養に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月22日政令第55号)

附 則 (平成23年3月31日政令第67号)

附 則 (平成23年5月27日政令第149号)

附 則 (平成25年10月17日政令第297号)

附 則 (平成26年11月19日政令第365号) 抄

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令

(施行期日)

**第1条** この政令は、平成27年1月1日から施行する。〔後略〕

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第24条** 施行日前に行われた療養に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

**附 則** (平成26年12月24日政令第412号)

**附 則** (平成27年3月31日政令第167号)

(施行期日)

- 1 この政令は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律(平成27年法律第12号)の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。  
(平成27年度の共済掛金の支払期限の特例)
- 2 平成27年度の共済掛金(独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第1項に規定する特定保育事業の災害共済給付に係るものに限る。)の支払期限については、第1条の規定による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令附則第5条第3項において準用する同令第9条中「5月31日」とあるのは、「7月31日」とする。

**附 則** (平成27年9月18日政令第328号)

**附 則** (平成27年12月16日政令第421号)

**附 則** (平成28年5月2日政令第212号)

**附 則** (平成28年5月13日政令第217号)

**附 則** (平成28年7月1日政令第252号)

**附 則** (平成28年9月7日政令第293号)

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この政令による改正後の第3条第7項ただし書の規定は、平成28年4月1日以後に生じた災害に係る災害共済給付について適用する。

**附 則** (平成28年11月24日政令第353号)

**附 則** (平成29年3月31日政令第124号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成29年4月1日から施行する。  
(平成29年度の共済掛金の支払期限の特例)
- 2 平成29年度の共済掛金(独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条に規定する専修学校並びに同法附則第8条第1項第2号、第5号及び第6号に掲げる施設の災害共済給付に係るものに限る。)の支払期限については、第1条の規定による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(以下「新令」という。)第9条(新令附則第5条第3項において準用する場合を含む。)中「5月31日」とあるのは、「7月31日」とする。

**附 則** (平成31年4月26日政令第161号)

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この政令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「新令」という。）第3条第1項（第2号及び第3号に係る部分に限り、新令附則第5条第3項において準用する場合を含む。）は、平成31年4月1日以後に生じた障害に係る障害見舞金及び同日以後に死亡した者に係る死亡見舞金について適用し、同日前に生じた障害に係る障害見舞金及び同日前に死亡した者に係る死亡見舞金については、なお従前の例による。
- 3 新令第7条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）及び第8条（新令附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定は、平成31年度以後の年度に係る共済掛金の額（免責の特約を付した場合に共済掛金の額に加える額を含む。以下この項において同じ。）について適用し、平成30年度までの共済掛金の額については、なお従前の例による。
- 附 則 （令和2年5月13日政令第169号）  
附 則 （令和2年12月24日政令第375号）  
附 則 （令和3年2月10日政令第28号）  
附 則 （令和5年3月30日政令第126号） 抄  
（施行期日）
- 第1条 この政令は、令和5年4月1日から施行する。  
（罰則に関する経過措置）
- 第7条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第18条関係）

イ 要保護児童生徒に係る場合	$X \times p / P$
ロ 準要保護児童生徒に係る場合	$Y \times (p / P + q / Q) \times 1 / 2$

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

X 内閣総理大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国の補助の基準となる小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部に係る要保護児童生徒の総数

Y 内閣総理大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国の補助の基準となる小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部に係る準要保護児童生徒の総数

P 内閣総理大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る全国の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち、教育扶助（生活保護法に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数

p 内閣総理大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る当該学校の設置者の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち、教育扶助を受けている者の総数

Q 内閣総理大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る全国の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の総数

q 内閣総理大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る当該学校の設置者の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の総数

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

平成15年10月1日 文部科学省令第51号  
最近改正：令和5年3月30日 文部科学省令第12号

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令を次のように定める。

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

（通則法第8条第3項に規定する主務省令で定める重要な財産）

**第1条** 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第8条第3項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第46条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第30条第1項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が50万円以上のもの（その性質上通則法第46条の2の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「法」という。）第15条第1項第7号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「災害共済給付業務」という。）に係る財産にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）が定める財産とする。

参 独立行政法人通則法⇒P. 401

（監査報告の作成）

**第1条の2** センターに係る通則法第19条第4項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第5項第3号及び第4号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 センターの役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、センターの他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容



## 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

- 二 センターの業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- 三 センターの役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- 四 センターの役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- 五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 六 監査報告を作成した日  
(監事の調査の対象となる書類)

**第1条の3** センターに係る通則法第19条第6項第2号に規定する主務省令で定める書類は、法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）並びにこれらに基づく命令の規定に基づき文部科学大臣又は内閣総理大臣に提出する書類とする。

(業務方法書に記載すべき事項)

**第1条の4** センターに係る通則法第28条第2項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 法第15条第1項第1号に規定する施設の設置及び運営並びにスポーツの振興のため必要な業務に関する事項
- 二 法第15条第1項第2号から第4号までに規定する援助に関する事項
- 三 法第15条第1項第5号に規定するスポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定する業務に関する事項
- 四 法第15条第1項第6号に規定するスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務に関する事項
- 五 法第15条第1項第7号に規定する災害共済給付に関する事項
- 六 法第15条第1項第8号に規定する調査研究並びに資料の収集及び提供に関する事項
- 七 法第15条第1項第9号に規定する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業に関する事項
- 八 法第15条第1項第10号に規定する附帯業務に関する事項
- 九 法第15条第2項に規定する施設の供用に関する事項

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条⇒P. 5

- 十 業務委託の基準
- 十一 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 十二 その他センターの業務の執行に関して必要な事項  
(中期計画の作成・変更に係る事項)

**第2条** センターは、通則法第30条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始30日前までに（センターの最初の事業年度の属する中期計画については、センターの成立後遅滞なく）、文部科学大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 センターは、通則法第30条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受



独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書をそれぞれ当該各号に定める大臣（第4条第2項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。

- 一 次号及び第3号に掲げるもの以外のもの 文部科学大臣
- 二 災害共済給付業務に係る財務及び会計に関する事項 文部科学大臣及び内閣総理大臣
- 三 災害共済給付業務に関する事項 内閣総理大臣  
(中期計画記載事項)

**第3条** センターに係る通則法第30条第2項第8号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標の期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途  
(年度計画の作成・変更に係る事項)

**第4条** センターに係る通則法第31条第1項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

- 2 センターは、通則法第31条第1項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(業務実績等報告書)

**第5条** センターに係る通則法第32条第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、センターは、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、センターの事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	1 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第29条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期計画及び年度計画の実施状況 ロ 当該事業年度における業務運営の状況 ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ 当該事業年度の属する中期目標の期間におけ
---	---

	<p>る当該事業年度以前の毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>2 当該業務の実績が通則法第29条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>1 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第29条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>2 当該業務の実績が通則法第29条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>

<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>1 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第29条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハマまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>2 当該業務の実績が通則法第29条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハマまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
---	--

- 2 センターは、前項に規定する報告書を文部科学大臣及び内閣総理大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

**第6条及び第7条 削除**〔平成27年3月文科令12号〕  
(会計の原則)

**第8条** センターの会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

- 2 金融庁組織令(平成10年政令第392号)第24条第1項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。
- 3 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準(第11条の2第3項第2号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。)は、この省令に準ずるものとして、第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して

適用されるものとする。

(会計処理)

**第9条** 文部科学大臣（災害共済給付業務に係る償却資産にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）は、センターが業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

**第9条の2** 文部科学大臣（災害共済給付業務に係る除去費用等にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）は、センターが業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

2 前項の「除去費用等」とは、除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)

**第9条の3** 文部科学大臣（災害共済給付業務に係る譲渡取引にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）は、センターが通則法第46条の2第2項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

(財務諸表)

**第10条** センターに係る通則法第38条第1項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

(事業報告書の作成)

**第10条の2** センターに係る通則法第38条第2項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 センターの目的及び業務内容
- 二 国の政策におけるセンターの位置付け及び役割
- 三 中期目標の概要
- 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中期計画及び年度計画の概要
- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約
- 十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明
- 十三 内部統制の運用状況
- 十四 センターに関する基礎的な情報

(財務諸表の閲覧期間)

第11条 センターに係る通則法第38条第3項に規定する主務省令で定める期間は、5年とする。

(会計監査報告の作成)

第11条の2 通則法第39条第1項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

- 2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
  - 一 センターの役員（監事を除く。）及び職員
  - 二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 3 会計監査人は、通則法第38条第1項に規定する財務諸表並びに同条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。
  - 一 会計監査人の監査の方法及びその内容
  - 二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）がセンターの財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
    - イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、センターの財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
    - ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、センターの財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項
    - ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由
  - 三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
  - 四 第2号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第39条第1項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容
  - 五 追記情報
  - 六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告
  - 七 会計監査報告を作成した日
- 4 前項第5号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 会計方針の変更
- 二 重要な偶発事象
- 三 重要な後発事象

(短期借入金の認可の申請)

**第12条** センターは、通則法第45条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣（災害共済給付業務に係る認可にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）に提出しなければならない。

- 一 借入れ又は借換えを必要とする理由
- 二 借入れ又は借換額の額
- 三 借入先又は借換先
- 四 借入れ又は借換の利率
- 五 償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他必要な事項

(長期借入金の認可の申請)

**第13条** センターは、法第25条の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入れの額
- 三 借入先
- 四 借入れの利率
- 五 償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他必要な事項

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第25条⇒P. 9

(償還計画の認可の申請)

**第14条** センターは、法第26条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第31条第1項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

- 一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
- 二 長期借入金の償還の方法及び期限
- 三 その他必要な事項

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第26条⇒P. 9

(通則法第48条に規定する主務省令で定める重要な財産)

**第15条** センターに係る通則法第48条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣（災害共済給付業務に係る財産にあつては、文部



## 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

科学大臣及び内閣総理大臣)が指定するその他の財産とする。

(通則法第48条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請)

**第16条** センターは、通則法第48条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣(災害共済給付業務に係る財産にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣)に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額
- 二 処分等の条件
- 三 処分等の方法
- 四 センターの業務運営上支障がない旨及びその理由  
(資金の繰入れ等)

**第17条** センターは、次の表の上欄に掲げる勘定から下欄に掲げる勘定へ資金を繰り入れる場合を除き、法第23条及び第24条第1項に規定するそれぞれの勘定からその他の勘定への資金の繰入れをしてはならない。

法第23条に規定する投票勘定(以下「投票勘定」という。)	法第24条第1項に規定する一般勘定(以下「一般勘定」という。)
法第23条に規定する災害共済給付勘定(以下「災害共済給付勘定」という。)	一般勘定
法第23条に規定する免責特約勘定(以下「免責特約勘定」という。)	災害共済給付勘定又は一般勘定

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第23条、第24条⇒P. 8、9**

2 免責特約勘定から災害共済給付勘定への資金の繰入れは、災害共済給付契約に免責の特約を付した学校(法第3条に規定する学校をいう。以下同じ。)の設置者が法第31条第1項の規定により損害賠償の責めを免れることとなる場合に限り、当該損害賠償の責めを免れる額について行うものとする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条、第31条⇒P. 3、11**

3 センターは、法第23条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣(災害共済給付業務に係る事項にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣)の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第23条⇒P. 8**

(経理方法)

**第18条** 投票勘定は、その内訳として、センターの行うスポーツ振興投票の実施等に関する法律第21条第1項第2号から第9号までに規定する事業に係る経理とその他の業務に係る経理の各経理単位に区分するものとする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第21条⇒P. 8**

- 2 一般勘定は、その内訳として、法第15条第1項第2号から第4号までに規定する業務及びこれらに附帯する業務に係る経理とその他の業務に係る経理の各経理単位に区分するものとする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条⇒P. 5**

(通則法第50条の6第1号に規定する主務省令で定める内部組織)

- 第18条の2** センターに係る通則法第50条の6第1号に規定する離職前5年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であって再就職者(離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。

- 2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)の施行の日以後のものに限る。)として文部科学大臣が定めるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(通則法第50条の6第2号に規定する主務省令で定める管理又は監督の地位)

- 第18条の3** センターに係る通則法第50条の6第2号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第27条第6号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

(令第3条第1項第1号イの内閣府令で定める額)

- 第19条** 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(以下「令」という。)

第3条第1項第1号イの内閣府令で定める額は、次項から第10項までに規定する場合を除き、8万1000円と、その単位療養につき健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第42条第1項第1号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額(その額が26万7000円に満たないときは、26万7000円)から26万7000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額(この額に1円未満の端数がある場合において、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げた額)との合算額とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条⇒P. 24**

- 2 児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒等」という。)の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第42条第1項第1号ただし書(同令第44条において準用する場合を含む。)、船員保険法施行令(昭和28年政令第240号)第9条第1項第1号ただし書、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第1項第1号ただし書、国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)第11条の3の5第1項第1号ただし書(私立学校教職員共済法施行令(昭和28年政令第425号)第6条において準用する場合を含む。)、又は地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第23条の3の4第1項第1号ただし書の規定が適用される場合における令第3条第1項

第1号イの内閣府令で定める額は、4万4400円とする。

- 3 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第42条第1項第2号本文、船員保険法施行令第9条第1項第2号本文、国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号本文、国家公務員共済組合法施行令第11条の3の5第1項第2号本文（私立学校教職員共済法施行令第6条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第2号本文の規定が適用される場合における令第3条第1項第1号イの内閣府令で定める額は、25万2600円と、その単位療養につき健康保険法施行令第42条第1項第2号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が84万2000円に満たないときは、84万2000円）から84万2000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額（この額に1円未満の端数がある場合において、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げた額）との合算額とする。
- 4 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第42条第1項第2号ただし書、船員保険法施行令第9条第1項第2号ただし書、国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号ただし書、国家公務員共済組合法施行令第11条の3の5第1項第2号ただし書（私立学校教職員共済法施行令第6条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第2号ただし書の規定が適用される場合における令第3条第1項第1号イの内閣府令で定める額は、14万1000円とする。
- 5 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第42条第1項第3号本文、船員保険法施行令第9条第1項第3号本文、国民健康保険法施行令第29条の3第1項第3号本文、国家公務員共済組合法施行令第11条の3の5第1項第3号本文（私立学校教職員共済法施行令第6条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第3号本文の規定が適用される場合における令第3条第1項第1号イの内閣府令で定める額は、16万7400円と、その単位療養につき健康保険法施行令第42条第1項第3号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が55万8000円に満たないときは、55万8000円）から55万8000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額（この額に1円未満の端数がある場合において、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げた額）との合算額とする。
- 6 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第42条第1項第3号ただし書、船員保険法施行令第9条第1項第3号ただし書、国民健康保険法施行令第29条の3第1項第3号ただし書、国家公務員共済組合法施行令第11条の3の5第1項第3号ただし書（私立学校教職員共済法施行令第6条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第3号ただし書の規定が適用される場合における令第3条第1項第1号イの内閣府令で定める額は、9万3000円とする。
- 7 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第42条第1項第4号本文、船員保険法施行令第9条第1項第4号本文、国民健康保険法施行令第29条の3第1項第4号本文、国家公務員共済組合法施行令第11条

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

- の3の5第1項第4号本文（私立学校教職員共済法施行令第6条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第4号本文の規定が適用される場合における令第3条第1項第1号イの内閣府令で定める額は、5万7600円とする。
- 8 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第42条第1項第4号ただし書、船員保険法施行令第9条第1項第4号ただし書、国民健康保険法施行令第29条の3第1項第4号ただし書、国家公務員共済組合法施行令第11条の3の5第1項第4号ただし書（私立学校教職員共済法施行令第6条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第4号ただし書の規定が適用される場合における令第3条第1項第1号イの内閣府令で定める額は、4万4400円とする。
- 9 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第42条第1項第5号本文（同令第44条において準用する場合を含む。）、船員保険法施行令第9条第1項第5号本文、国民健康保険法施行令第29条の3第1項第5号本文、国家公務員共済組合法施行令第11条の3の5第1項第5号本文（私立学校教職員共済法施行令第6条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第5号本文の規定が適用される場合における令第3条第1項第1号イの内閣府令で定める額は、3万5400円とする。
- 10 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第42条第1項第5号ただし書（同令第44条において準用する場合を含む。）、船員保険法施行令第9条第1項第5号ただし書、国民健康保険法施行令第29条の3第1項第5号ただし書、国家公務員共済組合法施行令第11条の3の5第1項第5号ただし書（私立学校教職員共済法施行令第6条において準用する場合を含む。）、又は地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第5号ただし書の規定が適用される場合における令第3条第1項第1号イの内閣府令で定める額は、2万4600円とする。
- 11 前各項の規定にかかわらず、同一の月に健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）における同一の被保険者、組合員若しくは加入者の被扶養者である児童生徒等又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）における同一の世帯に属する被保険者である児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、単位療養算定額（令第3条第1項第1号イに規定する単位療養額に10分の3を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）が2万1000円以上のものが2以上ある場合には、当該負傷又は疾病の発生の期日の早いものから順次その順位を付し、第一順位から当該順位までの単位療養算定額を合算して得た額（以下この項において「単位療養算定合算額」という。）が、当該各項に定める額（第1項、第3項及び第5項にあつては、これらの項中「その単位療養」とあるのは「第11項に規定する単位療養算定額が2万1000円以上である2以上の単位療養」と、「算定した」とあるのは「それぞれ算定した」と、「費用の額」とあるのは「費用の額の合算額」と読み替えて、これらの項の規定に準じて算定した額）を超えるときは、当該順位の単位療養算定額に

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

係る内閣府令で定める額は、単位療養算定合算額と当該各項に定める額との差額に相当する額を、当該順位の単位療養算定額から控除して得た額（その額が零を下回る場合にあっては零）とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条⇒P. 24**

（令第3条第1項第1号ロの内閣府令で定める額）

**第20条** 令第3条第1項第1号ロの内閣府令で定める額は、同号イに規定する単位療養額を合算した額に10分の1を乗じて得た額とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条⇒P. 24**

（障害見舞金の額）

**第21条** 令第3条第1項第2号の内閣府令で定める額は、別表上欄に定める障害の程度に応じた等級に対応する同表中欄に定める額（令第5条第2項第4号に掲げる場合及び第26条第2号に掲げる場合に係る障害にあっては、その額に2分の1を乗じて得た額）とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条、第5条⇒P. 24、27**

- 2 別表下欄に定める程度の障害が2以上ある場合の障害の等級は、重い障害に必ずる等級による。
- 3 次に掲げる場合の障害の等級は、次の各号のうち最も有利なものによる。
  - 一 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による等級の1級上位の等級
  - 二 第8級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による等級の2級上位の等級
  - 三 第5級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による等級の3級上位の等級
- 4 前項の場合の障害見舞金の額は、それぞれの障害に必ずる等級による障害見舞金の額を合算した額を超えてはならない。
- 5 既に障害のある児童生徒等が令第5条第1項第1号の負傷又は同項第2号の疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合の障害見舞金の額は、加重後の障害の等級に必ずる障害見舞金の額から加重前の障害の等級に必ずる障害見舞金の額を差し引いた額とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条⇒P. 27**

（令第5条第1項第2号の内閣府令で定める疾病）

**第22条** 令第5条第1項第2号の児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 家庭科若しくは技術・家庭科の調理実習における試食又は修学旅行若しくは遠足における給食に起因する中毒及び理科等の実験又は実習におけるガス等による中毒
- 二 熱中症
- 三 溺水及びこれに起因する<sup>でん</sup>嚥下性肺炎
- 四 異物の<sup>えん</sup>嚥下又は迷入及びこれらに起因する疾病
- 五 漆等による皮膚炎
- 六 前各号に掲げる疾病に必ずるものと認められる疾病のうち特にセンターが認め



独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

たもの

七 外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたもの

八 令第5条第1項第1号本文に掲げる負傷に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたもの

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条⇒P. 27**

(障害の程度)

**第23条** 令第5条第1項第3号の負傷又は疾病が治った場合において存する障害のうち内閣府令で定める程度のものは、別表下欄に定める程度のものとする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条⇒P. 27**

(令第5条第1項第4号の内閣府令で定める死亡)

**第24条** 令第5条第1項第4号の児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 学校給食に起因することが明らかであると認められる死亡

二 第22条に掲げる疾病に直接起因する死亡

三 前2号に掲げるもののほか、学校の管理下において発生した事件に起因する死亡

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条⇒P. 27**

(令第5条第1項第5号の内閣府令で定める死亡)

**第25条** 令第5条第1項第5号の内閣府令で定める死亡は、次に掲げるものとする。

一 突然死であってその顕著な徴候が学校の管理下において発生したもの

二 前号に掲げる突然死に準ずるものとして、特にセンターが認めたもの

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条⇒P. 27**

(令第5条第2項第5号の内閣府令で定める場合)

**第26条** 令第5条第2項第5号の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学校の寄宿舎に居住する児童生徒等が、当該寄宿舎にあるとき。

二 児童生徒等が、学校以外の場所であって令第5条第2項第1号の授業若しくは同項第2号の課外指導が行われる場所（当該場所以外の場所において集合し、又は解散するときは、その場所を含む。）又は前号に規定する寄宿舎と住居との間を、合理的な経路及び方法により往復するとき。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条⇒P. 27**

三 令第3条第7項に規定する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条（同法第70条第1項において準用する場合を含む。）の規定により技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて当該高等学校における教科の一部の履修とみなされる教育を受けているとき。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条⇒P. 24**

**参) 学校教育法第55条⇒P. 406**

(災害共済給付契約の契約締結期限)

**第27条** 令第6条第2号の内閣府令で定める契約締結期限は、各年度について、当該年度の5月31日とする。



**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第6条⇒P. 27**

(児童生徒等の転学等の場合における特例)

- 第28条** 災害共済給付契約に係る児童生徒等の転学、進学、卒業又は退学（以下この条において「転学等」という。）の場合における転学等の前に給付事由が発生した災害共済給付に係る令第4条第1項の給付金の支払の請求は、当該児童生徒等の転学等の前の学校の設置者が行うものとする。ただし、転学等の後の学校の設置者が当該学校の児童生徒等についてセンターと災害共済給付契約を締結しているときは、転学等の後の学校の設置者が行うものとする。
- 2 災害共済給付契約に係る児童生徒等の転学等の場合における転学等の前に給付事由が発生した災害共済給付に係る令第4条第2項の給付金の支払の請求は、転学等の前の学校の設置者を經由して行うものとする。ただし、転学等の後の学校の設置者が当該学校の児童生徒等についてセンターと災害共済給付契約を締結しているときは、転学等の後の学校の設置者を經由して行うものとする。
- 3 令第4条第5項の規定による給付金の支払は、第1項本文又は第2項本文の規定による請求があった場合にあっては、転学等の前の学校に係る令第4条第5項に定める者を通じて行うものとし、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による請求があった場合にあっては、転学等の後の学校に係る令第4条第5項に定める者を通じて行うものとする。

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条⇒P. 26**

- 4 センターに対し既に共済掛金を支払った学校の設置者の設置する学校に児童生徒等が転学してきた場合における当該児童生徒等に係る当該年度の共済掛金の支払は、翌年度において行うものとする。ただし、当該児童生徒等について、既に当該年度の共済掛金の支払が行われているときは、これを行わないものとする。  
(スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限)

- 第29条** 法第19条の100分の15を超えない範囲内において文部科学省令で定める金額は、毎事業年度の発売金額の総額（以下「発売総額」という。）をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額（第4項において「通常限度額」という。）とする。

2000億円以下の金額	100分の15
2000億円を超える金額	100分の10

- 2 法第19条の別に文部科学省令で定める金額は、発売総額が2000億円に達しない事業年度にあっては、発売総額に1からスポーツ振興投票の実施等に関する法律第13条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額と発売総額の100分の10に相当する金額に100億円を加えた金額のいずれか少ない金額（以下「特例限度額」という。）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、投票勘定において、通則法第44条第2項の規定による繰越欠損金がある事業年度の翌事業年度において、発売総額が1200億円に達しない場合にあっては、法第19条の別に文部科学省令で定める金額は、前項に規定する特例限度額に当該繰越欠損金の額を加えた金額とする。
- 4 スポーツ振興投票の実施等に関する法律第13条第1項の規定に基づき券面金額

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

が払戻金として交付されることにより、同条の払戻金の総額がスポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第6条各号に掲げるスポーツ振興投票の区分に応じ、当該各号に定める金額の総額を超えるスポーツ振興投票があるときは、その超える金額の当該事業年度の総額は、法第19条の運営費として、その総額に達するまで、当該事業年度以降のできるだけ早い事業年度の通常限度額又は特例限度額に加算することができる。ただし、加算後の通常限度額は、発売総額の100分の15に相当する金額を超えてはならない。

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第19条⇒P. 7

（積立金の処分に係る申請書の添付書類）

**第30条** センターに係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第21条第2項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第1項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

#### 附 則

（施行期日）

**第1条** この省令は、公布の日から施行する。

（東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）

**第1条の2** 令附則第1条の2の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第27条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第1条の2の規定により延長された支払期限とする。

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令附則第1条の2⇒P. 31

（平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）

**第1条の3** 令附則第1条の3の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第27条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第1条の3の規定により延長された支払期限とする。

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令附則第1条の3⇒P. 31

（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）

**第1条の4** 令附則第1条の4の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第27条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第1条の4の規定により延長された支払期限とする。

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令附則第1条の4⇒P. 31

（成立の際の会計処理の特例）

**第2条** センターの成立の際法附則第4条第6項の規定によりセンターに出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第9条第1項の指定があったものとみなす。

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第4条⇒P. 12

（第1期債務の償還）

**第3条** センターは、最初にスポーツ振興投票券を発売した日から5年を経過した日の属する事業年度末日においてセンターが負担している債務であって投票勘定に属

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

するもの（次条において「第1期債務」という。）の償還に充てるために法第25条の規定による長期借入金をする場合には、当該長期借入金償還されるまでの間、一般勘定に属する財産を担保に供することができる。

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第25条⇒P. 9**

- 2 第17条の規定にかかわらず、前項の長期借入金をする事業年度においては、法第27条に規定するスポーツ振興基金に属する資産のうち35億円を限度として一般勘定から投票勘定へ資金を融通することができる。

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第27条⇒P. 9**

- 3 前項の資金の融通は、一般勘定から投票勘定への貸付けとして整理するものとする。

**第4条** 第29条第2項の規定にかかわらず、発売総額が1200億円に達せず、かつ、第1期債務の償還を行う事業年度にあつては、法第19条の別に文部科学省令で定める金額は、当該事業年度の発売総額に1からスポーツ振興投票の実施等に関する法律第13条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額とする。

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第19条⇒P. 7**

（スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限の特例）

**第5条** センターの令和3事業年度から令和5事業年度までの各事業年度における第29条第2項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは「100分の12」と、「100億円」とあるのは「155億円」とする。

- 2 第29条第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、発売総額が1200億円に達せず、かつ、センターの法第25条の規定に基づく長期借入金のうち令和2事業年度の長期借入金の償還を行う事業年度における法第19条の別に文部科学省令で定める金額は、第29条第2項の規定により算出される特例限度額に令和2事業年度における長期借入金の借入れに係る債務の償還額及び利息の支払額を加えた金額とする。

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第19条、第25条⇒P. 7、9**

（業務の特例等）

**第6条** センターは、法附則第6条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる法附則第9条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和60年法律第92号）第23条第1項の規定により、学校給食用物資の売渡価格について文部科学大臣の認可を受けようとするときは、認可申請書に売渡価格算定の基礎となる資料を添付するものとする。

- 2 センターは、法附則第6条第8項に規定する場合を除き、法附則第6条第2項に規定する勘定からその他の勘定への資金の繰入れをしてはならない。

- 3 第17条第3項の規定は、法附則第6条第2項の規定により区分して経理する場合について準用する。

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第6条⇒P. 14**

（法附則第8条第1項各号に掲げる施設の災害共済給付）

**第7条** 法附則第8条第1項各号に掲げる施設の災害共済給付については、第17条第2項、第19条から第25条まで、第27条、第28条及び附則第1条の2から第1条の4までの規定を準用する。この場合において、第27条中「第6条第2

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

号」とあるのは「附則第5条第3項において準用する令第6条第2号」と、「5月31日」とあるのは「5月31日（同月2日から当該年度の末日までの間に経営を開始する法附則第8条第1項各号に掲げる施設（当該施設の設置者が当該施設の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。）にあっては、その経営を開始した日の属する月の翌月の末日）」と読み替えるものとする。

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条⇒P. 16

（資金の繰入れ等）

**第8条** センターは、次の表の上欄に掲げる勘定から下欄に掲げる勘定へ資金を繰り入れる場合を除き、法第23条及び第24条第1項に規定するそれぞれの勘定から法附則第8条の5第1項に規定する特定業務勘定（以下「特定業務勘定」という。）への資金の繰入れ、又は特定業務勘定から法第23条及び第24条第1項に規定するそれぞれの勘定への資金の繰入れをしてはならない。

一般勘定	特定業務勘定
投票勘定	特定業務勘定

2 第17条第3項の規定は、法附則第8条の5第1項の規定により区分して経理する場合について準用する。

（長期借入金の認可の申請）

**第9条** 第13条の規定は、法附則第8条の7第1項の規定による長期借入金の借入れの認可について準用する。

（償還計画の認可の申請）

**第10条** センターは、法附則第8条の8の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第31条第1項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

- 一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
- 二 日本スポーツ振興センター債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法
- 三 長期借入金及び日本スポーツ振興センター債券の償還の方法及び期限
- 四 その他必要な事項

（日本体育・学校健康センター法施行規則等の廃止）

**第11条** 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 日本体育・学校健康センター法施行規則（昭和61年文部省令第2号）
- 二 日本体育・学校健康センターの財務及び会計に関する省令（昭和61年文部省令第3号）
- 三 日本体育・学校健康センターの業務方法書に記載すべき事項を定める省令（昭和61年文部省令第4号）

（日本体育・学校健康センター法施行規則の廃止に伴う経過措置）

**第12条** 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法施行規則の規定によりした処分、手続その他の行為は、この省令中の相当す

る規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則**（平成17年3月31日文科科学省令第18号）

- 1 この省令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の日前に生じた障害に係る障害見舞金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年3月31日文科科学省令第19号）

- 1 この省令は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の日前に生じた障害に係る障害見舞金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年9月19日文科科学省令第35号）  
（施行期日）

- 1 この省令は公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は平成18年10月1日から施行する。  
（経過措置）

- 2 第19条の改正規定の施行日前行われた療養に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年7月6日文科科学省令第21号）

この省令は、平成19年7月9日から施行し、この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第24条第3号の規定は、平成17年7月9日以後の児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたものに係る死亡見舞金の支給について適用する。

**附 則**（平成19年12月25日文科科学省令第40号）

**附 則**（平成21年3月27日文科科学省令第6号）

**附 則**（平成22年11月26日文科科学省令第21号）

**附 則**（平成23年2月15日文科科学省令第4号） 抄

（施行期日）

**第1条** この省令は、公布の日から施行する。

（独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正に伴う経過措置）

**第3条** 学校の管理下において独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第3条に規定する児童生徒等（以下単に「児童生徒等」という。）が負傷し、又は疾病にかかり、施行日前に治ったときに存した障害に係るセンター省令別表の規定の適用については、なお従前の例による。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条⇒P. 3**

- 2 学校の管理下において児童生徒等が負傷し、又は疾病にかかり、平成22年6月10日から施行日の前日までの間に治ったときに存した障害（改正前のセンター省令別表第12級の項第14号又は同表第14級の項第10号に該当するものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病が治った日から改正後のセンター省令別表の規定を適用する。

**附 則**（平成23年5月27日文科科学省令第20号）

**附 則**（平成25年10月17日文科科学省令第28号）

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

附 則 (平成26年12月26日文部科学省令第37号)

附 則 (平成27年3月30日文部科学省令第12号) 抄

(施行期日)

**第1条** この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律〔平成26年6月法律第66号〕(以下「通則法改正法」という。)の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

(業務実績等報告書の作成に係る経過措置)

**第2条** [1項略]

2 通則法改正法附則第8条第1項の規定により旧通則法第29条第1項の中期目標が新通則法第29条第1項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令(平成15年文部科学省令第59号)第5条第1項の規定の適用については、これらの省令の規定中「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第29条第2項第2号」とあるのは「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)による改正前の通則法(以下この表において「旧通則法」という。)第29条第2項第3号」と、「同項第3号から第5号まで」とあるのは「同項第2号、第4号及び第5号」と、「通則法第29条第2項第2号から」とあるのは「旧通則法第29条第2項第2号から」と、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第29条第2項第2号」とあるのは「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が旧通則法第29条第2項第3号」とする。

一～九 [略]

十 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第5条第1項

十一～十三 [略]

3 [略]

(業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

**第3条** この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書又は事業報告書から適用する。

一～十五 [略]

十六 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第10条の2第3項

十七～二十二 [略]

附 則 (平成27年3月30日文部科学省令第13号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律〔平成24年8月法律第66号〕の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

附 則 (平成27年3月31日文部科学省令第18号)

(施行期日)

1 この省令は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令(平成27年政令第167号)の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。



(平成27年度の災害共済給付契約の契約締結期限の特例)

- 2 平成27年度の災害共済給付契約（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）附則第8条第1項に規定する特定保育事業の災害共済給付に係るものに限る。）の契約締結期限については、この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令附則第6条において準用する同令第27条中「5月31日」とあるのは、「7月31日」とする。

附 則 （平成28年4月1日 文部科学省令第23号）

附 則 （平成28年5月2日 文部科学省令第25号）

附 則 （平成28年5月13日 文部科学省令第26号）

附 則 （平成28年7月1日 文部科学省令第28号）

附 則 （平成29年3月31日 文部科学省令第26号）

(施行期日)

- 1 この省令は、平成29年4月1日から施行する。  
(平成29年度の災害共済給付契約の契約締結期限の特例)
- 2 平成29年度の災害共済給付契約（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第3条に規定する専修学校並びに同法附則第8条第1項第2号、第5号及び第6号に掲げる施設の災害共済給付に係るものに限る。）の契約締結期限については、この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（以下「新令」という。）第27条（新令附則第7条において準用する場合を含む。）中「5月31日」とあるのは、「7月31日」とする。

附 則 （平成31年4月26日 文部科学省令第20号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令別表の規定は、平成31年4月1日以後に生じた障害に係る障害見舞金について適用し、同日前に生じた障害に係る障害見舞金については、なお従前の例による。

附 則 （令和元年6月13日 文部科学省令第4号）

(施行期日)

**第1条** この省令は、公布の日から施行する。

(財務諸表及び業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

**第2条** この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

一～十五 〔略〕

十六 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第10条及び第10条の2

十七～二十一 〔略〕

附 則 （令和2年5月13日 文部科学省令第19号）

附 則 （令和2年12月9日 文部科学省令第42号）

附 則 （令和3年4月1日 文部科学省令第22号）

附 則 （令和4年3月31日 文部科学省令第17号）

附 則 （令和5年3月30日 文部科学省令第12号） 抄

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

(施行期日)

- 1 この省令は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律〔令和4年6月法律第76号〕の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

別表（第21条、第23条関係）

等級	金額	障害
第1級	40,000,000円	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの
第2級	36,000,000円	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	31,400,000円	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	21,800,000円	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

		7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第 5 級	18,200,000円	<p>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>4 一上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>5 一下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>6 一上肢の用を全廃したもの</p> <p>7 一下肢の用を全廃したもの</p> <p>8 両足の足指の全部を失ったもの</p>
第 6 級	15,100,000円	<p>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>2 咀嚼<sup>そしやく</sup>又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 脊柱<sup>せき</sup>に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>6 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>7 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>8 一手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの</p>
第 7 級	12,700,000円	<p>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話</p>

		<p>声<sup>せき</sup>を解することができない程度になったもの</p> <p>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>6 一手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>7 一手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>12 外貌<sup>てう</sup>に著しい醜状<sup>しうじやう</sup>を残すもの</p> <p>13 両側の睪丸<sup>たうくわん</sup>を失ったもの</p>
第 8 級	7, 400, 000円	<p>1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>2 脊柱<sup>せきちゆ</sup>に運動障害を残すもの</p> <p>3 一手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>4 一手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>8 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>9 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10 一足の足指の全部を失ったもの</p>
第 9 級	5, 900, 000円	<p>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 一眼の視力が0.06以下になったもの</p>

		<p>もの</p> <p>3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>9 一耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>12 一手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>13 一手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>14 一足の第一の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>15 一足の足指の全部の用を廃したものの</p> <p>16 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>17 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	4,300,000円	<p>1 一眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>2 正面視で複視を残すもの</p> <p>3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離</p>



		<p>では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>6 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 一手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>8 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>9 一足の第一の足指又は他の4の足指を失ったもの</p> <p>10 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>11 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第11級	3, 100, 000円	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>6 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 脊柱に変形を残すもの</p> <p>8 一手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>9 一足の第一の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第12級	2, 250, 000円	<p>1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p>

		<p>3 7歯以上に対し歯科補綴<sup>てつ</sup>を加えたもの</p> <p>4 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8 長管骨に変形を残すもの</p> <p>9 一手の小指を失ったもの</p> <p>10 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>11 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み2の足指を失ったもの又は第三の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>12 一足の第一の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>13 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>14 外貌に醜状を残すもの</p>
<p>第13級</p>	<p>1,500,000円</p>	<p>1 一眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 一眼に半盲症、視野狭窄<sup>まう</sup>又は視野変状を残すもの</p> <p>3 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</p> <p>5 5歯以上に対し歯科補綴<sup>てつ</sup>を加えたもの</p> <p>6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>7 一手の小指の用を廃したもの</p> <p>8 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>9 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>10 一足の第三の足指以下の1又は2の足指を失ったもの</p> <p>11 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p>

第14級	880,000円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> <li>2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</li> <li>8 一足の第三の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの</li> <li>9 局部に神経症状を残すもの</li> </ol>
------	----------	---

## 備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- 二 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 三 手指の用を廃したものとは、手指の末関節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 各等級の障害に該当しない障害であつて、各等級の障害に相当するものは、当該等級の障害とする。

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成31年度以後の共済掛金の額を定める等の件

## 沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての 災害共済給付に係る平成31年度以後の共済掛金 の額を定める等の件

平成17年3月31日 文部科学省告示第56号  
最近改正：平成31年4月26日 文部科学省告示第78号

沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第106号）第27条の規定により、沖縄県に所在する義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）、幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。以下同じ。）の児童、生徒、学生若しくは幼児又は保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）附則第8条第1項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）の児童（同項に規定する児童をいう。第1号を除き、以下同じ。）について独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付に係る共済掛金の額は、平成31年4月1日以後次のとおりとする。

平成16年文部科学省告示第84号（沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成16年度以後の共済掛金の額を定める等の件）は、廃止する。

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成31年度以後の共済掛金の額を定める等の件

- 1 義務教育諸学校の児童又は生徒 460円（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する児童又は生徒にあつては、20円）
- 2 高等学校又は専修学校の生徒 1075円（夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程において教育を受ける生徒については490円、通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては140円）
- 3 高等専門学校の学生 965円
- 4 幼稚園又は幼保連携型認定こども園の幼児 135円
- 5 保育所等の児童 175円（生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童にあつては、20円）

〔参〕 生活保護法⇒P. 411

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成31年度以後の共済掛金の額を定める等の件

前 文 (平成19年3月30日文科科学省告示第46号) 抄  
平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日文科科学省告示第69号)

附 則 (平成27年3月31日文科科学省告示第90号)

附 則 (平成28年3月22日文科科学省告示第53号)

附 則 (平成29年3月31日文科科学省告示第61号)

附 則 (平成31年4月26日文科科学省告示第78号)

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則 第8条第1項第2号及び第5号の内閣総理大臣 が定める基準等

平成29年3月31日 文部科学省、厚生労働省告示第4号  
最近改正：令和5年3月31日 文部科学省、厚生労働省告示第2号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）附則第8条第1項第2号及び第5号の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第1項第2号及び第5号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準等を次のように定め、平成29年4月1日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第1項第2号及び第5号の内閣総理大臣が定める基準等

- 一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「法」という。）附則第8条第1項第2号の内閣総理大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。
  - イ 当該施設の保育従事者について、その員数が乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であり、かつ、これらの合計数の6割以上が保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者（以下「有資格者」という。）であること。
  - ロ 当該施設が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第5章（第33条の規定を除く。）の規定に適合すると認められるものであること。
  - ハ 当該施設が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していること。
- 二 法附則第8条第1項第5号の内閣総理大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。
  - イ 次の表の上欄に掲げる施設の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件を満たすものであること。

施 設 の 種 類	要 件
児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設	家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下この表において同じ。）を配置すること
児童福祉法第6条の3第10項に規定する業務を目的とする施設のうち、家	保育従事者について、その員数が第1号イに定める数の合計数に1を加えた

施設の種類	要件
庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下この号において「令」という。）第27条に規定する小規模保育事業A型を目的とするもの	数以上であり、かつ、その6割以上が有資格者であること
児童福祉法第6条の3第10項に規定する業務を目的とする施設のうち、令第27条に規定する小規模保育事業B型を目的とするもの	保育従事者について、その員数が第1号イに定める数の合計数に1を加えた数以上であり、かつ、その半数以上が有資格者であること
児童福祉法第6条の3第10項に規定する業務を目的とする施設のうち、令第27条に規定する小規模保育事業C型を目的とするもの	家庭的保育者を配置すること
児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設のうち、利用定員が20人以上のもの	保育従事者について、その員数が第1号イに定める数の合計数以上であり、かつ、その6割以上が有資格者であること
児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設のうち、利用定員が19人以下のもの	保育従事者について、その員数が第1号イに定める数の合計数に1を加えた数以上であり、かつ、その半数以上が有資格者であること

- ロ 当該施設が令第2章（第23条第1項の規定を除く。）、第3章（第29条、第31条及び第34条第1項の規定を除く。）又は第5章（第44条及び第47条の規定を除く。）の規定に適合すると認められるものであること。
- ハ 当該施設が児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していること。
- 三 法附則第8条第1項第2号又は第5号の規定により、内閣総理大臣が定める基準に適合すると認められる施設は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）に対して必要な資料を提出し、かつ、都道府県又は市町村による実地の調査を受けることにより、第1号又は第2号の基準に適合することが確認されたものとする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条⇒P. 16**

**【参】 児童福祉法⇒P. 407**

附 則 （令和5年3月31日文科科学省、厚生労働省告示第2号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。



# 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書

平成15年10月1日平成15年度規則第1号  
最近改正：令和5年3月27日令和4年度規則第19号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 スポーツ施設の運営及びスポーツの振興のため必要な業務（第3条―第5条）
- 第3章 スポーツに関する競技水準の向上等のための援助（第6条―第8条）
- 第4章 スポーツ振興投票等業務（第9条―第15条）
- 第5章 スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務（第15条の2）
- 第6章 災害共済給付
  - 第1節 災害共済給付契約の締結（第16条―第22条）
  - 第2節 共済掛金の支払及び収受（第23条―第25条）
  - 第3節 給付金の支払の請求及びその支払（第26条―第30条）
  - 第4節 免責の場合における手続（第31条―第33条）
- 第7章 国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供（第34条）
- 第8章 講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業（第35条）
- 第9章 附帯業務（第36条）
- 第10章 施設の一般利用及び貸付け（第37条・第38条）
- 第11章 業務委託の基準（第39条）
- 第12章 競争入札その他の契約に関する基本的事項（第40条―第42条）
- 第13章 業務の適正を確保するための体制整備（第43条―第59条）
- 第14章 その他センターの業務の執行に関して必要な事項（第60条）
- 附則

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「センター法」という。）第3条に規定する目的を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条⇒P. 3**

**④ 独立行政法人通則法第28条⇒P. 402**

（業務運営の基本原則）

**第2条** センターは、法令等及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ効率的に業務を運営しなければならない。

## 第2章 スポーツ施設の運営及びスポーツの振興のため必要な業務

(スポーツ施設及び附属施設)

**第3条** センターは、センター法第15条第1項第1号に規定するスポーツ施設及び附属施設として、次に掲げるものを設置する。

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条⇒P. 5

- (1) 国立競技場
  - (2) 秩父宮ラグビー場
  - (3) テニス場(秩父宮ラグビー場敷地内)
  - (4) 国立代々木競技場
    - ア 第一体育館
    - イ 第二体育館
    - ウ フットサルコート
    - エ 室内水泳場
  - (5) ハイパフォーマンススポーツセンター
    - ア 国立スポーツ科学センター
    - イ ナショナルトレーニングセンター
      - (ア) 屋内トレーニングセンター・ウエスト(西館)
      - (イ) 屋内トレーニングセンター・イースト(東館)
      - (ウ) アスリートヴィレッジ
      - (エ) 陸上トレーニング場
      - (オ) 屋内テニスコート
    - ウ 西が丘サッカー場
    - エ フットサルコート
    - オ テニス場
    - カ 戸田艇庫
  - (6) 秩父宮記念スポーツ博物館
  - (7) 国立登山研修所
  - (8) 前各号に掲げる施設に附属する施設
- 2 センターは、その設置するスポーツ施設及び附属施設(以下「施設」という。)を常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて適切かつ効率的に運営しなければならない。

(施設の利用)

**第4条** センターは、施設をスポーツ団体等の利用に供するものとする。

- 2 センターが施設をスポーツ団体等の利用に供する場合には、別に定める規程により、適正な対価を徴収するものとする。

(スポーツの振興のため必要な業務)

**第5条** センターは、国立競技場、秩父宮ラグビー場、テニス場(秩父宮ラグビー場敷地内)及び国立代々木競技場を利用して、次に掲げるスポーツの振興のため必要な業務を行う。

- (1) ハイパフォーマンススポーツセンターと連携させ、同センターの事業の成果を実証するために必要な業務
- (2) 各種スポーツ教室の開催

- (3) その他スポーツの振興のため必要な業務
- 2 センターは、ハイパフォーマンススポーツセンターを利用して、次に掲げるスポーツの振興のため必要な業務を行う。
- (1) スポーツ科学・医学・情報に関する研究
  - (2) 前号の研究の成果を活用した競技水準の向上のための支援
  - (3) 前2号に掲げる業務に係る成果の普及
  - (4) スポーツの選手の診断及び治療
  - (5) スポーツに関する競技水準の向上のための合宿及び研修の開催支援
  - (6) 将来性の高いアスリートの発掘・育成システムの開発
  - (7) その他スポーツの振興のため必要な業務
- 3 センターは、秩父宮記念スポーツ博物館を利用して、次に掲げるスポーツの振興のため必要な業務を行う。
- (1) スポーツに関する資料の収集・保存・展示・公開、調査研究及び教育普及
  - (2) その他スポーツの振興のため必要な業務
- 4 センターは、国立登山研修所を利用して、次に掲げるスポーツの振興のため必要な業務を行う。
- (1) 登山指導者の養成のための研修会等の開催
  - (2) その他スポーツの振興のため必要な業務
- 5 センターは、前4項の業務を行う場合には、必要に応じて、別に定める規程により、適正な対価を徴収するものとする。

### 第3章 スポーツに関する競技水準の向上等のための援助

(運営費交付金及びスポーツ振興基金による助成金の交付)

**第6条** センターは、次に掲げる活動に対し、運営費交付金及びスポーツ振興基金による助成金を交付する。

- (1) スポーツ団体が行う次に掲げる活動
  - ア スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う次に掲げる活動
    - (ア) 合宿
    - (イ) 対抗試合に係るチームの派遣又は招致
    - (ウ) 指導者の設置
    - (エ) 国内におけるスポーツの最高峰のリーグの運営
    - (オ) その他競技水準の向上のため必要な活動
  - イ 国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催
- (2) 優秀なスポーツの選手又は指導者が行う次に掲げる活動
  - ア 自ら行う計画的なスポーツに関する競技技術の向上を図るための活動
  - イ 海外留学等海外において行うスポーツに関する競技技術の向上を図るための活動
- (3) 優秀なスポーツの選手が受ける職業又は實際生活に必要な能力を育成するための学校教育（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める大学、高等専門学校及び同法第82条の2に定める専修学校における教育をいう。）又はこれに相当する社会教育
- (4) 国際的に卓越したスポーツの活動に関し専門的な知識、豊富な経験等を有す

る者が適切な計画に基づいて行うその活動

- 2 センターは、前項各号の規定による助成金の交付のほか、専門的又は技術的な助言、情報の提供その他必要な援助を行う。

(助成金の交付対象の採択)

**第7条** センターは、前条第1項の規定により助成金を交付しようとする場合には、交付を適正に行うため、あらかじめ、交付対象の採択について、理事長の諮問に応じて助成金の交付に係る業務に関する事項を調査審議する委員会の議を経るものとする。ただし、文部科学省が方針等を示したのものについてはこの限りではない。

- 2 前項の調査審議は、第12条に規定する審査委員会において行うものとする。

(助成金の交付要綱)

**第8条** 前2条に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については、文部科学大臣と協議の上、別に交付要綱を定める。これを変更しようとするときも同様とする。

#### 第4章 スポーツ振興投票等業務

(スポーツ振興投票等の業務)

**第9条** センターは、スポーツ振興投票(スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号。以下「投票法」という。)第2条に規定するスポーツ振興投票をいう。)の実施のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ振興投票ごとに、あらかじめ、投票法第4条に規定する対象試合等又は投票法第5条の2に規定する特定対象試合等のうちからそのスポーツ振興投票の対象となる試合又は競技会を指定すること。
- (2) スポーツ振興投票券を券面金額で発売すること。
- (3) 払戻金を交付すること。
- (4) 返還金を交付すること。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(スポーツ振興投票等の業務の委託等)

**第10条** センターは、第39条の規定にかかわらず、投票法第18条第1項に定めるところにより、同項第1号から第4号までに定める業務を金融機関に委託できるものとする。

- 2 センターは、前項の規定により金融機関に業務を委託する場合にあつては、金融機関と複数年にわたる契約を締結することができる。

- 3 センターは、第1項の業務を委託した金融機関に、法令並びにこの業務方法書及び別に定める委託業務に関する準則に従って委託業務を処理させるものとする。

(くじ助成金の交付)

**第11条** センターは、投票法第21条第1項に定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体が行う同項各号に掲げる事業(同項第5号、第8号及び第9号に掲げる事業にあつては、その一環として行われる活動がセンター法第15条第1項第2号又は第4号の活動に該当する事業を除く。)に対し、スポーツ振興投票に係る収益による助成金(以下「くじ助成金」という。)を交付する。

- 2 センターは、投票法第21条第2項に定める特定事業に対し、くじ助成金を交付する。

(審査委員会)

**第12条** センターに、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号。以下「投票法施行規則」という。）第11条の2第1項の規定に基づき、スポーツ振興事業助成審査委員会を置く。

2 スポーツ振興事業助成審査委員会は、投票法施行規則第11条の2第2項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じてくじ助成金の交付に係る業務に関する事項について調査審議する。

3 前2項に定めるもののほか、スポーツ振興事業助成審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

（くじ助成金の交付要綱）

**第13条** 前2条に定めるもののほか、くじ助成金の交付に関し必要な事項については、文部科学大臣と協議の上、別に交付要綱を定める。これを変更しようとするときも同様とする。

（収益の使途に関する報告書）

**第14条** センターが、投票法第30条第1項に定める文部科学大臣に提出するスポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書に記載する事項は次のとおりとする。

（1）くじ助成金の交付対象者、交付対象事業及びその交付金額

（2）投票法第21条第4項の定めるところによりセンターが行う事業に要する経費に充てた金額及びその対象事業並びにスポーツ振興基金に組み入れた金額

（3）投票法第22条の定めるところにより国庫に納付した金額

（4）その他必要な事項

（情報提供等）

**第15条** センターは、投票法第30条第3項に定めるところにより、スポーツ振興投票がスポーツの振興に寄与していることについての国民の理解を深めるため、次の各号に掲げる業務を行う。

（1）国民に対し、次に掲げる情報を提供すること。

ア 第9条及び第10条に規定するスポーツ振興投票の実施に関するもの

イ 前条第1号から第4号までに規定するスポーツ振興投票の収益の使途に関するもの

（2）第11条の規定によるくじ助成金の交付を受けたスポーツ団体に対し、必要に応じ、当該事業の実施状況及びその助成金の使途に関する情報の公開を求めること。

**第5章 スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務**

（スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務）

**第15条の2** センターは、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行う。

2 センターは、前項の業務を行う場合、必要と認めるときは、適正な対価を徴収することができる。

**第6章 災害共済給付**

## 第1節 災害共済給付契約の締結

(災害共済給付契約の締結)

**第16条** センターは、学校の管理下における児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の災害につき、学校の設置者が児童生徒等の保護者（センター法第15条第1項第7号に規定する保護者をいう。以下同じ。）又は生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒若しくは学生（以下「保護者等」という。）の同意を得てする申込みにより学校の設置者との間に当該児童生徒等について災害共済給付契約を締結する。

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条⇒P. 5

2 前項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童生徒等の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を学校の設置者の申込みによって付するものとする。

(災害共済給付契約の申込み)

**第17条** 前条の申込は、別に定める災害共済給付契約申込書によるものとする。

(災害共済給付契約の締結及び免責の特約を付することの拒絶の通知)

**第18条** センターは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「令」という。）第6条に掲げる理由によって災害共済給付契約の締結を拒む場合又は免責の特約を付することを拒む場合には、当該契約又は免責の特約を付することの申込みを受けた日から14日以内にその理由を示して文書で相手方に通知するものとする。

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第6条⇒P. 27

(災害共済給付契約の契約書)

**第19条** センターは、災害共済給付契約の申込みを受けて災害共済給付契約を締結しようとするときは、別に定める災害共済給付契約書を2通作成し、当該契約の当事者がそれぞれ記名押印して、各1通を保存するものとする。

2 前項の契約書の作成及び保存は、センターの契約当事者が記名押印した契約書2通を相手方に送付し、相手方の契約当事者が記名押印し、うち1通をセンターへ回送することにより行うものとする。

3 第1項の契約書には、免責の特約を付する場合にあつては、内閣総理大臣と協議してセンターが定める次に掲げる事項を記載した約款を付するものとし、かつ、第17条の災害共済給付契約申込書に添付された契約に係る児童生徒等の名簿を付するものとする。

(1) 契約の目的

(2) 契約の効力

(3) センターの給付金の支払

(4) 免責の場合における手続

(5) 共済掛金

(6) 契約に係る児童生徒等の異動及び児童生徒等の新たな入学があつた場合に関する事項

(7) その他必要な事項

4 第1項の契約書には、免責の特約を付さない場合にあつては、内閣総理大臣と協



議してセンターが定める前項各号（第4号を除く。）に掲げる事項を記載した約款を付するものとし、かつ、第17条の災害共済給付契約申込書に添付された契約に係る児童生徒等の名簿を付するものとする。

（免責の特約を付することの申込み）

**第20条** センターは、免責の特約を付さない災害共済給付契約を締結した学校の設置者が当該契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において免責の特約を付することの申込みをしようとする場合には、別に定める災害共済給付契約に免責の特約を付することの申込書の提出を求めるものとする。

2 前項の申込みを受けた場合において、令第6条第3号に定める理由によって免責の特約を付することを拒む場合には、第18条の規定を準用する。

**国 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第6条⇒P. 27**

3 センターは、第1項の申込みを受けて免責の特約を付することとするときは、別に定める災害共済給付契約に免責の特約を付したことの通知書により相手方に通知するものとする。

（災害共済給付契約等の解除）

**第21条** 災害共済給付契約を締結した学校の設置者において当該契約を存続し難い事由が生じたときは、当該設置者は、保護者等の同意を得て、4月1日から5月31日までの間に当該契約の解除の申入れをすることができる。

2 前項の規定は、免責の特約を付した災害共済給付契約を締結した学校の設置者において、当該免責の特約を存続し難い事由が生じたときについて準用する。

3 センターは、令第6条第1号に掲げる理由があるに至ったときは、災害共済給付契約を解除するものとする。

**国 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第6条⇒P. 27**

（災害共済給付契約原簿の整備）

**第22条** センターは、別に定める災害共済給付契約原簿を備え、所要の事項を記載して整理しておかなければならない。

## 第2節 共済掛金の支払及び收受

（共済掛金の支払明細書）

**第23条** 災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、令第9条（令附則第5条第3項において準用する場合を含む。）に定めるところにより、共済掛金を支払うときは、別に定める共済掛金支払明細書を電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と学校の設置者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法によりセンターに送信しなければならない。ただし、これによることができない場合は、共済掛金支払明細書を提出することによって行うことができる。

**国 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第9条⇒P. 28**

（共済掛金の控除及び返還）

**第24条** 公立の義務教育諸学校の設置者は、センター法第17条第3項の額から令第12条の額を控除して共済掛金を支払うときは、別に定める共済掛金控除額明細書を電子情報処理組織を使用する方法によりセンターに送信しなければならない。ただし、これによることができない場合は、共済掛金控除額明細書を提出することによって行うことができる。

- 2 センターは、令第12条の額を公立の義務教育諸学校の設置者に返還するときは、別に定める共済掛金返還額明細書を当該設置者に送付しなければならない。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条⇒P. 7**

**独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第12条⇒P. 29**

(共済掛金の収受)

**第25条** センターは、学校の設置者から共済掛金が支払われたときは、災害共済給付契約原簿と照合の上、遅滞なく受領証を交付するものとする。

- 2 センターは、共済掛金の支払が支払期限の経過後に行われたときは、令第11条の規定を適用する旨を相手方に文書で通知するものとする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第11条⇒P. 28**

### 第3節 給付金の支払の請求及びその支払

(給付金の支払請求の方法)

**第26条** 災害共済給付の給付金の支払の請求は、災害共済給付に係る学校の設置者が次の各号に掲げる災害共済給付の種類ごとに別に定める支払請求書を電子情報処理組織を使用する方法によりセンターに送信するものとする。ただし、これによることができない場合は、支払請求書を提出することによって行うことができる。

- (1) 医療費
- (2) 障害見舞金
- (3) 死亡見舞金

- 2 前項の規定にかかわらず、災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者等は、次の各号に掲げる災害共済給付の種類ごとに別に定める支払請求書を提出して、自ら同項の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、当該災害共済給付契約に係る学校の設置者を經由して行うものとする。

- (1) 医療費
- (2) 障害見舞金
- (3) 死亡見舞金

(給付金の支払請求の時期)

**第27条** 災害共済給付のうち医療費及び障害見舞金に係る給付金の支払の請求は、毎月10日までに前月の分について、死亡見舞金に係る給付金の支払の請求は、その都度、行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医療費に係る給付金の支払の請求については、前月に続く前の月にあつては療養開始後の療養日数、前月に続く後の月にあつては治癒するまでの療養日数が少ない場合に限り、それらの期間に係る分を前月の分と合わせて請求することができる。

(給付金の支払請求に対する審査)

**第28条** センターは、災害共済給付に係る給付金の支払の請求があつたときは、支払請求書について書類審査により給付金の支払額を決定するものとする。ただし、必要に応じ、請求者又は当該請求に係る児童生徒等の在学する学校の校長その他の関係者から、必要な資料、報告の提出若しくは説明を求め、又はセンターの職員をして実地に調査させるものとする。

(給付金の支払通知)

**第29条** センターは、給付金を支払うときは、令第4条第5項各号に掲げる区分に

従い、当該各号に定める者に対して、別に定める給付金支払通知書を電子情報処理組織を使用する方法により送信するものとする。ただし、これによることができない場合は、給付金支払通知書を送付することによって行うことができる。

**国 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条⇒P. 26**

2 給付金の支払の請求に応ずることができないときは、理由を付してその旨を文書で、前項の区分に従い前項の者に対して通知するものとする。

(災害共済給付原簿の整備)

**第30条** センターは、別に定める災害共済給付原簿を備え、所要の事項を記載して整理しておかなければならない。

**第4節 免責の場合における手続**

(損害賠償についての報告)

**第31条** センターは、免責の特約を付した災害共済給付契約を締結した学校の設置者がある設置する学校の管理下における児童生徒等の災害について損害賠償の責めに任ずることとなった場合においては、当該学校の設置者に別に定める損害賠償災害報告書により報告を求めるものとする。

(免責特約勘定から災害共済給付勘定への繰入れ)

**第32条** センターは、前条の報告を受けた場合又は免責の特約を付した災害共済給付契約を締結した学校の設置者がある設置する学校の管理下における児童生徒等の災害について判決、和解等により損害賠償の責めに任ずることとなったことを知った場合においては、免責特約勘定から災害共済給付勘定に所要の繰入れを行うものとする。

(免責処理原簿の整備)

**第33条** センターは、別に定める免責処理原簿を備え、所要の事項を記載して整理しておかなければならない。

**第7章 国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供**

(国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供)

**第34条** センターは、スポーツ及び学校安全その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行う。

2 センターは、前項の業務を行う場合、必要と認めるときは、適正な対価を徴収することができる。

**第8章 講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業**

(講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業)

**第35条** センターは、前条に規定する業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行う。

2 センターは、前項の業務を行うとき、必要と認める場合には、適正な対価を徴収することができる。

**第9章 附帯業務**

(附帯業務)

**第36条** センターは、第5条から前条までに定める業務に附帯する業務として、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 学校の管理下における児童生徒等の死亡で国家賠償法(昭和22年法律第125号)、民法(明治29年法律第89号)その他の法律により損害賠償を

受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対する供花料（支給額は、17万円）の支給

〔参〕 国家賠償法⇒P. 413

民法⇒P. 411

- (2) 学校の管理下における児童生徒等の負傷による1歯以上の欠損（障害見舞金の対象となるものを除く。）に対する歯牙欠損見舞金（支給額は、1歯につき8万円）の支給
- (3) へき地にある学校の管理下における児童又は生徒の災害に対する通院費（支給額は、通院日数に応じ1日当たり1000円）の支給
- (4) スポーツ振興基金等に充てるための寄附金の継続的な募金活動
- (5) その他の附帯業務

**第10章 施設の一般利用及び貸付け**

（施設の一般利用）

**第37条** センターは、業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

- 2 センターは、前項に定める業務を行う場合には、別に定める規程により、あらかじめ適正な対価を徴収するものとする。

（施設の貸付け）

**第38条** センターは、特に必要があると認めるときは、施設をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、別に定める規程により、適当と認める者に適正な対価を徴収のうえ貸付け、これを運営させることができる。

**第11章 業務委託の基準**

（業務の委託に関する基準）

**第39条** センターがセンター以外の者に委託する業務は、委託することが自ら実施するよりも経済性等において有利であり、かつ、委託することによりすぐれた成果を得ることが十分に期待されるものでなければならないものとする。

- 2 受託者の選定及び契約の方法等については、センターが別に定める規程によるものとする。

**第12章 競争入札その他の契約に関する基本的事項**

（競争入札その他の契約に関する基本事項）

**第40条** センターは、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

- 2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる契約については、同協定に定められた調達手続によるものとする。

（契約監視委員会）

**第41条** 契約の点検及び見直しを行うため、センターに、監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）で構成される契約監視委員会を置く。

（契約事務体制）

**第42条** センターは、契約事務が適切に実施されるよう、相互牽制の確立を図るなど、組織体制を整備するものとする。

### 第13章 業務の適正を確保するための体制整備

(内部統制に関する基本事項)

**第43条** センターは、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、センター法第3条に規定する目的を有効かつ効率的に達成するため、組織内に必要な体制(以下「内部統制システム」という。)を整備・運用する。

#### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条⇒P. 3

- 2 内部統制システムの運用状況については、継続的に監視、評価し、その見直しを図るものとする。
- 3 センターは、法令等及びこの業務方法書を含むセンターが定める規則等に違反する事実があった場合の対応指針を策定し、当該指針に基づき、速やかに是正措置及び再発防止策を講じるものとする。
- 4 センターは、役職員が業務運営における自らの役割を認識し、その責務を果たすよう、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) センターの運営の基本理念及び運営方針の策定
  - (2) 役職員の行動指針及び倫理指針の策定
  - (3) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
  - (4) 理事長の意思決定を補佐するための組織の設置(役員会等)
  - (5) 各業務における担当理事の明示による責任の明確化
  - (6) 中期計画等の策定過程の整備(職員の積極的な関与など)
  - (7) 内部統制に関する役職員向け研修の実施
  - (8) 法令等に違反した役職員に対する懲戒基準の策定
  - (9) その他必要な措置
 (内部統制委員会)

**第44条** センターにおける内部統制全体を総括し、これを推進するため、センターに、理事長及び理事等で構成される内部統制委員会を置く。  
(内部統制担当理事)

**第45条** 理事長の定めるところにより内部統制を担当する理事(以下「内部統制担当理事」という。)を1人置く。

- 2 内部統制担当理事は、次条に定める内部統制推進担当部署及び責任者からの報告などにより、センターにおける内部統制の推進状況を調査し、必要に応じて改善策等を検討した上で、前条に定める委員会に報告する。  
(内部統制推進担当部署及び責任者)

**第46条** 主たる事務所に、前条の理事を補佐し、内部統制の推進を担当する部署を置く。

- 2 主たる事務所及び従たる事務所等に、それぞれ内部統制推進責任者を置く。  
(リスク管理)

**第47条** 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行うため、必要な規則等を整備し、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 部署ごとの業務フロー図の作成
- (2) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (3) 把握したリスクに関する評価

(4) 把握したリスクへの対応

- ア リスク低減策の検討及び実施
- イ リスク顕在時における広報体制及びマニュアルの整備
- ウ 事故・災害等の緊急時に関する事項
  - (ア) 防災業務計画及び事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
  - (イ) 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
  - (ウ) 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施
- エ 施設の点検と必要な補修の実施
- オ 入札・契約に関する事項
  - (ア) 談合情報がある場合の緊急対応
  - (イ) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- カ 反社会的勢力への対応

2 センターにおけるリスク管理を推進するため、センターに、リスク管理委員会を置く。

(業務の執行及び評価)

**第48条** センターは、役職員が適正かつ効率的に業務を執行するとともに、業務の実績に関する評価を適正に行うため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 各部署における業務の手順書の作成及び適切な運用
  - (2) 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
  - (3) 中期計画等の進捗管理
  - (4) 中期計画等に基づき実施する業務の適正な評価
  - (5) 前項の評価に基づく適正な業務実績報告書及び自己評価書の作成
  - (6) 監事・会計監査人と理事長の会合の定期的実施
- (文書管理)

**第49条** センターは、意思決定に係る文書が保存管理される仕組みを整備するものとする。

(情報伝達)

**第50条** センターは、内部統制システムが有効に機能するよう、役職員に適切な情報が伝わる体制を整備するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) センターの運営方針、理事長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組み（掲示板システム等）の構築
- (2) 職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み（特に危機管理、内部統制情報）の構築

(情報システム管理)

**第51条** センターは、効率的に業務を運営するため、情報化を推進するものとする。

2 センターは、次に掲げる事項に留意し、電子情報を適切に保存及び管理運用する。

- (1) センターが保有する電子情報の所在情報の明示
- (2) 電子情報へのアクセス権の設定
- (3) 電子情報の利用における汎用性の確保
- (4) 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシー



の向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

(5) 情報漏えいの防止

3 業務変更に伴う情報システムの改変は、速やかに行うものとする。

(公益通報)

**第52条** センターは、役職員等あるいは外部の労働者からの組織的又は個人的法令違反行為等に関する通報（公益通報）を適正に取り扱うための窓口を設置する。

2 センターは、公益通報者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(個人情報保護)

**第53条** センターは、保有する個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、適正に管理しなければならない。

(人事管理)

**第54条** センターは、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針を策定し、同一部署における長期在籍者の把握、業務の適正を確保するための定期的な人事異動の実施その他適切な人事管理を実施するものとする。

(監事監査)

**第55条** センターは、内部統制システムに係る監事監査の実効性を確保するため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じるものとする。

(1) 規則等における監事の権限の明確化

(2) 監事監査の円滑な実施への役職員の協力

(3) 監事の役員会等重要な会議への出席

(4) 業務執行の意思決定に係る文書を監事が調査できる仕組み

(5) 法人の財産の状況を調査できる仕組み

(6) 監事と会計監査人との連携

(7) 監事と内部監査担当部署との連携

(8) 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務

(9) 監事から文書提出を求められた場合の役職員の応答義務

(10) 監査結果の業務への適切な反映

(11) 監査結果に対する改善状況の報告

2 センターは、監事監査の体制を整備するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 監事監査規程等の整備に対する監事の関与

(2) 理事長と常時意思疎通を確保する体制

(3) 補助者の独立性に関する事項

ア 監事の指揮命令権

イ 監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与

(4) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(内部監査)

**第56条** 内部統制の整備・運用の状況について、内部部署による監査を行うため、センターに、内部監査を担当する部署を置く。

2 前項の部署は、内部監査終了後その結果について、速やかに理事長に報告する。

3 前項の報告を踏まえ、理事長から指示を受けた部署は、指示を受けて行った措置

等について速やかに理事長に報告するものとする。

(予算配分)

**第57条** センターは、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制(予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等)を整備するとともに、業務実績評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みを構築するものとする。

(法人情報の公開)

**第58条** センターは、法人情報(財務情報を含む。)をウェブサイト等で公開するものとする。

(役員等の損害賠償責任)

**第59条** センターは、通則法第25条の2第1項により役員及び会計監査人(以下「役員等」という。)が負う損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員等が賠償の責任を負う額からセンターの事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、文部科学大臣の承認を得て免除することができる。

2 前項の承認を求める場合、センターは、監事の同意を得なければならない。

3 第1項の承認を得た場合において、センターが当該承認後に同項の役員等に対し次に掲げる財産上の利益を与えるときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(1) 退職手当

(2) 当該役員等がセンターの他の役員又は職員を兼ねていたときは、当該他の役員又は職員としての退職手当(当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分に限る。)

(3) 前2号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

#### 第14章 その他センターの業務の執行に関して必要な事項

(その他)

**第60条** この業務方法書に定めるもののほか、センターの業務運営及び組織運営に関し必要な事項については、センターが別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

**第1条** この業務方法書は、平成15年10月1日から施行する。

(東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長)

**第1条の2** 令附則第1条の2の規定により令第9条に規定する共済掛金の支払期限の延長を求めようとする学校の設置者は、令附則第1条の2に規定する理由のやんだ後速やかに、当該理由及び当該理由がやんだ日を記載した書面を、センターに提出しなければならない。

2 センターは、前項の規定による書面の提出があった場合において、その提出をした学校の設置者が令第9条に規定する支払期限までにセンター法第17条第3項の規定による共済掛金を支払うことができなかつたことについて、令附則第1条の2

に規定する理由があると認めるときは、期日を指定して当該支払期限を延長するものとする。この場合において、センターは、当該学校の設置者に対し、延長した支払期限を文書で通知するものとする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条⇒P. 7**

**独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第9条、附則第1条の2⇒P. 28、31**

3 令附則第1条の2に規定する東日本大震災に起因するやむを得ない理由とは、次に掲げるものとする。

- (1) 東日本大震災により当該学校の設置者の設置する学校において授業の開始が遅れた等の事情により令第9条に規定する在籍する児童生徒等の数の確認に支障が生じていたこと。
- (2) 当該学校の設置者の東日本大震災による被災によりセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払に支障が生じていたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該学校の設置者が令第9条に規定する支払期限までにセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払ができなかったことについて、東日本大震災に起因し、やむを得ないと認められる相当な理由があると認められること。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条⇒P. 7**

**独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第9条、附則第1条の2⇒P. 28、31**

(東日本大震災特別弔慰金の支給)

**第1条の3** センターは、第36条に規定する業務のほか、東日本大震災に起因する学校の管理下における児童生徒等の死亡で令第3条第5項により死亡見舞金が支給されないものに対する東日本大震災特別弔慰金(支給額は、500万円)の支給を行う。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条⇒P. 24**

(平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長)

**第1条の4** 令附則第1条の3の規定により令第9条に規定する共済掛金の支払期限の延長を求めようとする学校の設置者は、令附則第1条の3に規定する理由のやんだ後速やかに、当該理由及び当該理由がやんだ日を記載した書面を、センターに提出しなければならない。

2 センターは、前項の規定による書面の提出があった場合において、その提出をした学校の設置者が令第9条に規定する支払期限までにセンター法第17条第3項の規定による共済掛金を支払うことができなかったことについて、令附則第1条の3に規定する理由があると認めるときは、期日を指定して当該支払期限を延長するものとする。この場合において、センターは、当該学校の設置者に対し、延長した支払期限を文書で通知するものとする。

3 令附則第1条の3に規定する平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由とは、次に掲げるものとする。

- (1) 平成28年熊本地震による災害により当該学校の設置者の設置する学校において授業の再開が遅れた等の事情により令第9条に規定する在籍する児童生徒

等の数の確認に支障が生じていたこと。

- (2) 当該学校の設置者の平成28年熊本地震による災害による被災によりセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払に支障が生じていたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該学校の設置者が令第9条に規定する支払期限までにセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払ができなかったことについて、平成28年熊本地震による災害に起因し、やむを得ないと認められる相当な理由があると認められること。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条⇒P. 7**

**独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第9条、附則第1条の3⇒P. 28、31**

(新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長)

**第1条の5** 令附則第1条の4の規定により令第9条に規定する共済掛金の支払期限の延長を求めようとする学校の設置者は、令附則第1条の4に規定する理由のやんだ後速やかに、当該理由及び当該理由がやんだ日を記載した書面を、センターに提出しなければならない。

2 センターは、前項の規定による書面の提出があった場合において、その提出をした学校の設置者が令第9条に規定する支払期限までにセンター法第17条第3項の規定による共済掛金を支払うことができなかったことについて、令附則第1条の4に規定する理由があると認めるときは、期日を指定して当該支払期限を延長するものとする。この場合において、センターは、当該学校の設置者に対し、延長した支払期限を文書で通知するものとする。

3 令附則第1条の4に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由とは、次に掲げるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延により、当該学校の設置者の設置する学校において教育活動の再開が遅れた等の事情により令第9条に規定する在籍する児童生徒等の数の確認に支障が生じていたこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延により、当該学校の設置者において感染拡大防止の対応を行った等の事情によりセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払に支障が生じていたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該学校の設置者が令第9条に規定する支払期限までにセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払ができなかったことについて、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因し、やむを得ないと認められる相当な理由があると認められること。

(業務の特例等)

**第2条** センターは、センター法附則第6条第1項に規定する業務を行う場合には、センター法及び別に定める規程により行うものとする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第6条⇒P. 14**

(保育所等の災害共済給付)

**第3条** 保育所等(センター法附則第8条第1項各号に掲げる施設)の災害共済給付については、第6章、第36条第1号、第2号、附則第1条の2、附則第1条の3、附則第1条の4及び附則第1条の5の規定を準用する。

■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条⇒P. 16

- 附 則 (平成17年3月25日平成16年度規則第12号)
- 附 則 (平成17年6月14日平成17年度規則第1号)
- 附 則 (平成18年9月20日平成18年度規則第2号)
- 附 則 (平成18年12月25日平成18年度規則第5号)
- 附 則 (平成19年3月28日平成18年度規則第12号)
- 附 則 (平成20年3月25日平成19年度規則第4号)
- 附 則 (平成20年8月12日平成20年度規則第4号)
- 附 則 (平成21年3月31日平成20年度規則第8号)
- 附 則 (平成22年3月19日平成21年度規則第6号)
- 附 則 (平成23年2月17日平成22年度規則第7号)
- 附 則 (平成23年6月3日平成23年度規則第1号)
- 附 則 (平成25年10月18日平成25年度規則第9号)
- 附 則 (平成27年4月1日平成27年度規則第1号)
- 附 則 (平成28年3月31日平成27年度規則第19号)
- 附 則 (平成28年5月19日平成28年度規則第1号)
- 附 則 (平成29年4月25日平成29年度規則第1号)
- 附 則 (平成31年4月15日平成31年度規則第1号)
- 附 則 (令和元年11月29日令和元年度規則第6号)
- 附 則 (令和2年5月20日令和2年度規則第2号)
- 附 則 (令和2年12月28日令和2年度規則第6号)
- 附 則 (令和3年3月29日令和2年度規則第11号)
- 附 則 (令和4年1月7日令和3年度規則第6号)
- 附 則 (令和4年5月23日令和4年度規則第1号)
- 附 則 (令和4年12月2日令和4年度規則第7号)
- 附 則 (令和5年3月27日令和4年度規則第19号)

この業務方法書は、令和5年4月1日から施行する。